

第百六十六回国
参議院
総務委員会
會議録
第二十一号

平成十九年六月十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月七日

高嶋 良充君

補欠選任

前田 武志君

六月八日

小林 正夫君
前田 武志君

補欠選任

高嶋 良充君

六月十一日

芝 博一君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

山内 俊夫君

理事

景山俊太郎君
二之湯 智君
森元 恒雄君
伊藤 基隆君
那谷屋正義君

委員

有村 治子君
小野 清子君
河合 常則君
木村 仁君
世耕 弘成君
山本 順三君
高嶋 良充君
内藤 正光君
増子 輝彦君
澤 雄二君

事務局側

常任委員会専門員

高山 達郎君

参考人

福島県泉崎村長
山口県柳井市長
慶應義塾大学大
学院教授
前鳥取県知事

小林日出夫君
河内山哲朗君
片山 善博君

本日の会議に付した案件

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山内俊夫君) ただいまから総務委員会
を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る八日、小林正夫君が委員を辞任され、その
補欠として高嶋千秋君が選任されました。
また、昨日、芝博一君が委員を辞任され、その補
欠としてツルネマルティ君が選任されました。

○委員長(山内俊夫君) 地方公共団体の財政の健
全化に関する法律案を議題といたします。

本日は、本案の審査に関し、参考人の方々から
御意見を賜ふことといたしております。

参考人の方々を御紹介いたします。

福島県泉崎村長小林日出夫君、山口県柳井市長
河内山哲朗君、たゞいま少し航空機が遅れており
ますので、後ほど御紹介いたします。慶應義塾大
学大学院教授・前鳥取県知事片山善博君、以上の
方々でございます。

河内山参考人は、航空機の到着の遅れのため御
出席が遅れておりますが、小林参考人及び片山参
考人は時間どおり御出席をいたしておりますので
で、小林参考人及び片山参考人の順で御意見を
述べたいと思っております。

この際、参考人の皆様に一言ごあいさつを申し
上げます。

本日は、御多忙中のところ、当委員会に御出席
をいただき、誠にありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を賜り、本案の審査
に反映してまいりたいと思っておりますので、どうぞ
よろしく御意見をいたします。

本日の議事の進め方でございますが、まず、参
考人の皆様から、それぞれ十五分以内で御意見を
お述べいただき、その後、委員の質疑にお答えい
ただきたいと存じます。

なお、参考人の皆様及び質疑者の発言は着席の
ままで結構でございます。

それでは、最初に小林参考人からお願いをいた
します。小林参考人。

○参考人(小林日出夫君) ただいま御紹介をいた
だきました福島県泉崎村長の小林日出夫です。ど
うぞよろしく御意見を申し上げますというふう
に思います。

本日は、地方公共団体の財政の健全化に関する
法案審査に当たりまして、発言の機会をいただき
ましたことを大変光栄に思っております。また、
常日ごろは諸先生方におかれましては、地方自治
発展のために御尽力をいたしておりますこと
を、この場をおかりしまして御礼と感謝を申し上
げたいというふうに思います。

私の村は、平成十二年に財政破綻をした村です
ので、これまでの七年間の経過を踏まえて述べさ
せていただきたいと思います。

私たちの全国の町村は、今大変厳しい経済環

境、決して豊かさを感じない状況の中で、なお地
方交付税が多く削減をする中で、住民サービスの
低下にならないように様々な創意工夫をして、
様々な事業に、そして行財政運営に努めておる
ところであります。

この法律案につきましては、早期に財政の健全
化を図るということでは大変いいことだという
ふうに思いますが、それぞれの自治体におかれま
しては、様々な地域性、文化、そして様々な要件
が含まれた中でやっております。我々のような小
さい自治体は財政的に限られておりますから、そ
の中で今大きな問題になるのは、国民健康保険、
介護保険制度、そして医療福祉制度に伴う歳出に
ついて非常に厳しいものがあります。

そうした中でも、なお一層財政を削減したり、
経費を削減したりして努めているわけですが、私
が一番、この財政再建を努める中で一番気にして
いることは、財政再建をやっている間に地域の人
がみんな下を向いてしまふ、元気がなくなつてし
まふ、せっかく一生懸命財政再建をやつても後ろ
を向いたらだれもいなかったと、そういうふう
にならないようにしたらどうすればいいんだとい
う思いでこれまで努めてきております。

私たちのような、公債比率二八・八%の破綻で
財政再建団体になって、自主的財政再建を努めて
おりますが、こうして、今私の周りでも一生懸命
努めている自治体あります。健全化しようと、健
全化に頑張ろうと。しかし、なかなか地域の住民
の方も理解をしていない部分があります。基本
的には、我々が愛国心があるように、郷土愛が住
民の方にあります。必ず、我々が真剣に取り組む
ことができれば、住民の方も理解をしてしてくれ
て、我々の今自治体は決して人口も減っておりませ
んし、元気がなくなっているわけではありませ
ん。元気があります。

しかし、財政再建を進めると、財政需要額が減つてしまいます。どんどん分母が減つて小さくなつてきます。収入が減つた上に分母が減ります。なかなか財政指数は下がりません。むしろ上がつていく傾向になります。だんだん厳しくなります。

我々も五年間の財政再建計画を進めてきました。税が七億二千万減っております。私たちの財政破綻は六十八億ですから、約一割強となります。ですから、こうした一生懸命努力をしている自治体へにつきましては、この法案の施行に当たりましては、様々な要件があるんだと、それぞれの地域はそれぞれの問題があるんだということで、是非そうしたものも考慮して、配慮していただければと思います。と、このように思っております。

平成十二年の財政破綻してからの我々の取組ですが、泉崎の村の人口は約七千です。交通アクセスは非常に、東北縦貫道矢吹インターから五分という大変好条件、利便性に高いところでありまして、雇用の場が非常に多い、昼間人口が、福島県ではただ一つ、村では昼間の人口が増えるという、高校もありますが、増えております。近隣市町村の雇用の場という、そういう場の担い手としております。

そして、昭和三十年代後半から四十年、人口減少に当たりまして、我々の先人は人口を増やそうということで住宅団地を造成しました。雇用の場を増やそうということで工業団地を造成して開発をしてみました。しかし、高度成長時代は良かったんですが、バブル経済が崩壊しまして、それによって六十八億二千六百万という、工業団地、住宅団地の販売不振で、九七％が販売不振です。

ですから、夕張市のような内容とはまた違うんです。今の夕張市のようなところに人が来るのか、そしてまた企業が行くかという、それなかなかというふうに思います。今頑張つて、六十八億二千六百ありましたが、約六五％、あと二十三億まで来たわけですが、これからが正

念場かなというふうに思います。

我々の財政再建の取組ですが、経費の削減なんというのはこれは当たり前の話でありまして、もう既に七年、我々の執行部の報酬カットはもうそろそろです、これを続けております。私は、今、公務に当たりましては公用車にほとんど乗りません。自分の自家用車で、自分の燃料で自分が運転して、歩いております。それぐらい地方の自治体の中では、皆さんは努力を今しております。

ですから、この法案に当たりまして、どうか一生懸命頑張ろうというところありますから、ひとつそういうことも考慮できるような法案であつてほしいなと、このように思います。

そして、一番やつぱり財政再建をして何が大事だったかといいますと、情報の公開だというふううに思います。今までずっと秘密主義で全部隠しておいて、いろんな問題だれも知らなかった。それを情報公開をして、こういう破綻をしていますよと、財政状況はこうですよということを聞いて、先ほど申し上げましたが、皆愛村心が強い。生まれて育った方は強いです。

ですから、そうしたことにおきましては、財政再建を進める上で、みんなが元気がなくなるような手法でなくて、将来に向けて希望を持てるような、そういう内容であつてほしいなと。これはここで、机の上での計算では分らないと思ひます。それぞれの地域、地域性あります。いろいろな諸事情がありますので、そういうことも是非考慮してほしいなと、そういう法案であつてほしいなというふうに思ひます。

我々の一番の問題であります住宅団地の販売等につきましては、一番は、財政破綻したからといって元気がなくては駄目ですから、金がなくても我々は、銀座の七丁目ですが、日産自動車の本社の隣に拠点を持ちまして、販売ブースを持つて取り組みました。そして、銀座でチラシを配り、そしてまだまだ様々なことを職員と考えながら、アイデアを練り出しながら、通勤奨励金、泉崎に土地を買って東京まで行っても一時間三十分で行き

ますよ、その通勤費に三百万出します、そういうようなアイデアを出してみたり、そして一番今課題になっております職業紹介所を開設して、東京から来る人に職業を紹介しますよ、住んだ方に職業を紹介しますよと、そういうこともやっております。それが多くのマスコミの皆さんに目に留めていただきまして、これまでテレビでも何回か放映をされましたし、週刊誌、新聞等にも出していただきまして、そういうことを知っていただいてやつと土地が売れ出したという経過がございます。

ですから、みんな今この厳しい、とにかく厳しい状況の中で、行財政改革をしながら住民サービスを下がらないように頑張ろうと言っている自治体一杯ありますので、どうかこの法案に当たりましては、そうしたことを配慮していただきまして、今、安倍内閣で重要政策課題になっております再チャレンジ、個人や企業ばかりではなくて地方自治体も再チャレンジできるんだ、頑張れるんだと、そういうような環境を是非の中に盛り込んでいただければというふうに思っております。

これからも我々は皆さんに期待にこたえられるように一生懸命努力をしてまいりますので、この本法案、我々にとって一つの光になるようなお願いを申し上げます。

○委員長(山内俊夫君) ありがとうございます。

次に、片山参考人をお願いいたします。片山参考人。

○参考人(片山善博君)　ありがとうございます。

御紹介いただきました、今慶應大学にあります片山であります。今日は本当にいい機会を私に与えていただきまして、ありがとうございます。深く感謝を申し上げます。

といひますのは、私もこの四月まで鳥取県の知事をやつておりまして、その知事をやつております立場から、現在の地方財政危機、特に夕張市に象徴されます財政破綻について真剣に考えており

まして、これをどうやったら夕張のようなことを防げるかということを真剣に考えておりましたので、このたび新しい法案ができてまして、それに対して私の考えとか意見を申し上げる機会を与えていただいたということは大変有り難いことだとおもうっております。深く感謝をしております。

今日は、お手元に一枚の紙を用意させていた
 いていると思います。具体的にどういうところ
 にこの法案についての問題点があるのかというこ
 とをお話を申し上げたいと思いますが、最初に夕張
 市の財政破綻というものをいま一度振り返つて
 みたいと思うんです。

これは、夕張市は一つの象徴でありますけれども、夕張市に似たような自治体というのは全国にもう一杯あるわけであります。かなり普遍性のある財政の破綻だとらえております。夕張市を見ますと幾つか破綻の原因が考えられるんですが、大きく分けて私は四つあると思っております。

一つはもう一番の当事者である住民の皆さんがほとんど無関心であったということです。これは、会社でいえば株主でありますし、自治体の住民というのはそもそも自治体を形成する一番の当事者であります。ですから、破綻をするということとは当事者にとって大変大きな問題でありますし、今現出されておりますけれども、実際自分た

ちに對する住民サービスというのは著しく低下をするわけであります。ですから、そういう意味で一番はらはらしてなきやいけない当事者の住民が無関心であつたということ、これは非常に地方自治にとつては重大な問題であります。

その住民の代表であります、納税者の代表であるのが議會でありますけれども、この議會も全く、はつきり言つてもう無為無策、無能であつたと私は思います。あれだけの大借金を抱えている、それは執行部が勝手にやつたわけではなくて、地方債の発行というのは議會がその都度全部承認をしているわけであります。ですから、承認をしてあの小さな一万四千人の町で三百億円を上回る地方債を発行して残高があるという、全部議

それから、なおかつ夕張の場合には粉飾決算が
ありまして、一時借入金という名の粉飾のツール
を使つてやつたわけですが、これも議会はは
分かつているはずなんです。一時借入金の限度額
というのは議회가承認しているわけでありま
す。予算書を見れば、ここに粉飾があるとい
うのはだれが見ても分かります。それを見
抜かなかつたのか、知つて知らないふり
をしたのか分かりませんが、全くチエック
の機能を果たしていないということ、議
会の機能不全であります。これも我が
国の地方自治体の、夕張ではなくて
実は普遍的に見える光景な
んです。

それから三つ目が、貸手のリスク感覚欠如。なぜ夕張が財政破綻したかという点、借り過ぎ、貸し過ぎなんです。借りなかつたら破綻をしないんじゃないんです。貸さなかつたら破綻しないんです。貸したから破綻したわけです。金融機関に大変大きな責任があります。地方債の場合には一応政府のお墨付きがありますので、これを貸すことについてギルティーでは必ずしもないと思いますけれども、粉飾の分を三百億円ぐらい貸し続けていた、毎年貸していた、これは民間の金融機関でありますけれども、これはもう全くギルティーであります。粉飾の加担をしているわけでありまして、粉飾の共犯であります。

この金融機関が全くリスク感覚がないということ。あれほど民間企業に対して不良債権の査定などを厳しく行っている金融機関が、事自治体に対しては全くノーリスク、リスク感覚なしで貸し続ける、貸し込み続ける。しかも、昨年の六月に夕張市は財政破綻宣言をしました、独自に。そうしますと、実態が明るみに出て、一体これが何年掛かって返るのだろうかということは金融機関なら大いに不安に思わなきゃいけない。ところが、その直後にまだポナス資金を貸し込んでいるわけです。破綻をして、もういつ返ってくるか分からないような相手、貸し先にまた追い貸しをしている。

今私が申し上げているのは、地方債を引き受けているんじゃないんですね。短期という名前で粉飾の片棒担いでいるわけです。これを財政破綻宣言後も金融機関は唯々諾々とやっているわけですね。こういう実態が今我が国にはあるわけであります。

それからもう一つは、今日国の方も来られているんでちよつと言にくい面もありますけれども、国の御都合主義的関与というのがやっぱりあります。政府は地方債に対して関与しています。従来は許可ということで起債の許可していたわけなんです。夕張の三百億円の地方債残高、全部国の許

可を経てゐるわけですね。人口一萬四千人の町に
残高が三百億円もたまるほど起債を許可してゐる
わけです。一体起債の許可何だつたんだらうか
と、起債の許可というのは破綻を防ぐための許可
じゃないのか。そうじゃなかつたんですね。国が
景気対策をやるときにはじゃんじゃん地方に仕事
をしろと言つたわけです、借金をして。どんでん
許可してやるからどんでん借金しろと。借金政策
を慫慂したわけです。こういうのを私は国の御
都合主義的関与、今非常に厳しくて峻厳な態度を
取つていますけれども、ついこの間まではどんで
んやれ、どんでんやれと言つていたわけですね。
これを絶対忘れてはいけないと思うんです。これ
らが夕張に象徴される自治体の財政破綻の原因で
あります。

そうしますと、新しく作る法律というのは、この原因を踏まえて、原因をよくわきまえて、そこから処方せんを作らなきゃいけない。病氣と一緒にありまして、治療するにはやはり原因と症状を見極めなきゃいけない。そこで、じゃ、今回提議案されております地方公共団体の財政の健全化に関する法律案が、今私が申し上げたような原因とか症状とかをよく踏まえて作られているかというのと、正直申しましてそうなっておりません、残念ながら。

それから、住民の自覚を促す施策もありません。専ら国に報告する、国に報告するです、計画を作つたら国に報告する。国がまとめて発表する、という、こういうスキームであります。一番の当

事者である住民が寛せいをしなきゃいけない。ところが、そのシステムは全くありません。唯一あるのは、議会に報告をしなさいというのは書いています。もう通過儀礼です、これは、議会に報告をして、あとは主要な作業は総務大臣に報告をする、総務省で取りまとめて全部一括して公表すると。ですから、中央集権型になっています。当事者中心型にしなければいけないのに、中央集権型になっています。これは、私は全く地方分権の理念に逆行していると思います。

金融機關が蚊帳の外に置かれてゐるというのは、これは致命的であります。何の対症療法にもなっておりません。従来、何で金融機關がリススク感覚がないかという、地方債というのは国が許可したり、今は同意とか承認とかするわけですが、けれども、国が関与しているから、これは何かいざとなつたら保証してくれるんだろ、というような漠然とした気持ちがあるんですね。全くありません、これは、政府保証債じゃありませんから。ところが、国がばんとお墨付きで判こをついてゐるものですから、何か後で破綻をしたときには国がちゃんと面倒見てくれるんだらうと。だから、自治体にはデフォルトはないな、ということをやります。金融機関もありますけれども、全く間違ひではありません。自治体にはデフォルトあります。夕張市の

金を借りるのいいの悪いのと、自治体がおせっかいはしないで、金融機関が市場の目で見えて信用力があるかどうかをチェックするということ、まともな姿に戻さなきゃいけない。ところが、この法案では、金融機関は蚊帳の外に置かれております。これは全く致命的であります。

それから、議会在がやつぱり輕視されています。地方分權というのは、最終的には議会在が責任を持つということ。國の法律で決めていたものを条例で決める、議会在が決めます。三位一体改革で補助金をやめて一般財源にするということは、従來國の官僚が裁量權でもって金の使い道を決めていたのを、今度は自治體が自分の予算で決める、それは議会在が承認する。ということ、議会在が中心になるといふことです、地方分權といふのは。ところが、この法案は議会在輕視であります。議会在には單に報告だけしておきなさいよ、あとは全部國がやりますからということ。す。

それから、国の場当たりの財政指導を禁じる措置が欠如している。これはさつき言いましたように、原因の一つは国の御都合主義的な関与が原因国です、夕張の場合も。そこをなくさなきゃいけない。この法案は、自治体を縛ることは一杯書いていますけれども、国の失敗を踏まえて国を規制する、政府を規制するという発想が全くありません。政府も間違うんです、間違えなんです、かつて。政府が間違えないようにする仕掛けが法律には要る、それは国会の仕事だろうと私は思うんです。

それから、国による護送船団の財政運営を強化する。これ先ほど言いましたけれども、中身見ていますと、いろんな計画を作りなさい、全部政府

に報告をして承認しますという、こういうスキームになっているんですけれども、主役である住民は全くこれと無関係の外であります。住民がなぜ夕張のときに無関係であったかという、まあ言わばお任せ民主主義で、国がちゃんとやってくれているから大丈夫でしょうという、そういう意識なんです。これは自治と全く対極にあります。

今、地方分権の時代に何が重要かといったら、住民が自分たちの町は自分たちがコントロールして自分たちが責任を取るんだという、この自覚を醸成しなきゃいけないと思うんですけれども、これは全くまた、住民はもう黙っていいです、国がちゃんとあんじょうしてあげますからという、そういうタイプの法案であります。分権型ではありません。牧民官的というか、護送船団的と言ってもいいかもしれません。

それから、もう一つ気になるのは、債務返済を最優先しようとしています。債務返済を聖域化しています。非常に不思議なのは、財政破綻したときに債務だけはきっちり返すという仕掛けなんです。これまでもそうでした、これからこの法案の中身はそういうことを前提にしていると思います。普通、民間企業が財政破綻、まあ債務超過に陥って破綻するときには必ず債務調整があるはずなんです。債権カットがあるはずなんです。それでもって破綻させるか、再生させるかということになるわけですね。自治体の場合は破綻させるわけいきませんから、再生しなきゃいけない。再生するんなら、なおのこと債務調整が必要になるんです。払える範囲内に債権債務をカットするということが必要になるんです。これは民間企業の再生でも同じことです。

ところが、この健全化法は、もう必ず債務は返しますと、返させますと。だから、金融機関は全く優遇されています。住民は、増税とか使用料、手数料、負担金などの増徴によって、自業自得だということと、その負担を強化されます。ところが、住民と同じようにのんきであった金融機関は完璧に保証されるという。そもそも自治体という

のは何のためにあるか、ミッションは何だろうかという、これは住民のために自治体は、住民のために行政サービスをする機関であるべきところが、金融機関に債務をちゃんと払うため、これがミッションになってしまっている。おかしいです、こんなのは。住民のものきだった、金融機関のものきだった、だったら同じように三方一両損というのが世の中の常識であります。債務調整を必ず入れるべきです。債務調整を入れれば、金融機関はもつとしゃんとします。しゃんとさせれば、こんな大量に貸し込んだりはしないはずであります。

最後に一つだけ、私は、国会議員の先生方には非お願いしたいのは、この法案の中の附則の中に、国等に対する地方団体の寄附金の制限の規定が盛り込まれております。これどういうことかという、例えば東京都でもどこでもいいんですけれども、自治体が例えば国立大学に何か寄附しよう、寄附講座しようとかいうときに、しちゃいけないというところになっているんです、今までも。何の規定でなっていたかという、地方財政再建特別措置法という昭和三十年ぐらいの法律ですね、これの前身の。その附則に書いてあったんです。なぜそんなものを書いたかという、当時昭和二十年代の終わりは、国なんか一杯寄附して、それで財政破綻したところが多かったんです。それをやめさせようというので、昭和二十九年、三十年にそういう規定を設けたんです、当分の間ということで。このたびの財政再建法の中にそれが全くそのまま長らえようとしているんです。今、自治体が国に対して寄附をする、そのことによって、国立大学に寄附をする、そのことによって財政破綻をしているような事例があるでしょう。

それからもう一つは、この分権の時代に、都道府県、東京都も含めてすべての自治体は、国立大学や国の機関に対して寄附をすることは是非判断できない、そういう能力のない存在だというふうに見えているんです、この法案は。だから、し

ちゃいけないと。どうしても例外的にする場合は、総務省の役人がチェックしてあげますという、こういう仕組みなんです。今、私が県で知事やっていましたけれども、そんなものを国の役人にチェックしてもらふ必要ありません。国立大学と一緒に連携を取り、コラボレーションして、何か地域にとつて人材が必要なその講座を設けようなどというときに、国に、国という国立大学にお金を出すなどというのは真剣に考えます。議会のチェックを承認を受けます。それで十分です。それは駄目だ、そんなことはしちゃいけない、国の役人がチェックしてあげますと、これで地方分権と言えらるでしょうか。そういう寄附の是非から判断できない存在だと認定していて、それで、さあ地方分権だなどというのはこつていであります。これはお役人が自分の権限を守るためにこんなものを盛り込ませているんです。こういうのを排除するのが国会の役目だと私は思います。

私は、是非お願いしたいのは、こんな規定がそのまま残ったままでこの法律が通ったら、国会は地方分権なんてもう言わない方がいいと思います。ということ、よろしく願います。

○委員長(山内俊夫君) ありがとうございます。速記を止めてください。

(速記中止)

○委員長(山内俊夫君) 速記を起こしてください。河内山参考人に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、当委員会に参考人として意見陳述にお越しいただきまして、ありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を承りまして、本案の審議に反映させていきたいと思えます。どうぞよろしく願います。

それでは、最後に河内山参考人をお願いいたします。座ったままで結構でございますので。

○参考人(河内山哲朗君) 冒頭、ちよつとごあいさつだけ申し上げます。

常日ごろからの地方行政あるいは大変難しい財政の問題等々、先生方には大変お力添えをいただいておりますことを感謝を申し上げます。このような意見の陳述の機会をいただきましたことを御礼を申し上げます。

今日は羽田空港が濃霧で着陸ができませんで、随分いらいらいたしましたけど、片山先生がもうお話しになって、その後には話すのは何となくパンチもないし、論点ももうみんな言われていると思いますけれども、全然お話を聞かずにお話しさせていたたくんで、大変ダブってしまふようなことがあるかもしれないが、お許しをいただきます。

それでは、座ってお話をさせていただきます。私は平成五年に山口県の柳井というところの市長になりました、今もう十四年たちました。なりまして、それから今日に至っておりますけれども、この十四年間というものを考えてみますと、私自身の市長としての経験だけで申し上げます、やはり地方は分権の方向には行きております。平成五年に衆参両院で地方分権に関する国会の決議が行われましたけれども、地方分権の方向に進みつつありましたけれども、やはり日本の国というのは、中央と地方、かなり協調して政策を実施しておりますので、分権の方向には行きておりますけれども、かなり国の意向とか国の施策に地方公共団体、地方自治体は連動して仕事をしてきた、そういうつもりはございます。

今日のテーマでございます健全化に関する法律の幾つかのポイントについて申し上げたいと思えますが、そういう国とお付き合いをしてきた地方自治体の立場からしますと、まず申し上げたいのは、やはり過去非常に財政出動を余儀なくされた時期に、全国の地方自治体、全国の都市は借金の積み上げを行っております。このことについての落とし前というのをちゃんと付けずに、事後ル―

ルでいろんな指標を持ち出されるということは、若干我々としてはいかがなものかということばございます。

もちろん国も地方も財政の健全化を図らなきゃならない、あるいは財政を再建をしなければならぬという一大方向については一致をしているわけですが、片山先生のお話にも若干関係あるかもしれないけれども、本来的にはやはり分権の時代に財政を健全化するというのは首長であり議会であり、最終的には納税者、有権者が、我が自治体、我が市は少し経常収支の比率が高まっているんらこうこうという改革をすべきではないかということ、あるいは起債の残高が積み上がっていったら、今後はやっぱりプライマリーバランスを早く取るようにすべきだというのは、地方自治体が自らの判断と自らの責任でまさしく自ら律するという方の自律的に健全化を行うのがやはり筋だと思っております。

しかしながら一方で、我々も反省をしなければなりません。分かりますが、自らの財政の状況をこれまで市民に、あるいはひよつとすると議会に、我々首長あるいはいわゆる執行権を持つ者は示してきたか、情報を分かりやすく開示してきたかということになります。これはいささかちよつと自信がないところがあります。

これまで、我々の財政が健全かどうか、あるいはどういう状況にあるかというのは、これは収支がどうなっているかという黒字か赤字かという数字と、それから公債費比率であるとか起債制限比率という数字と、それから先ほど言いました経常収支の比率がどうかとこの三つぐらいで、我が財政はどうであるかというのは判断をしていた。だから情報開示してはいたけれども、これはなかなか議会の方でも本当にどのぐらいが健全性の限界なのかというふうなことにについては、なかなかはっきりした目標値にはなっていないかっただろうと思います。

したがって、今回いろいろと法律の中で書かれている新たな指標というのが出てくること自

体については、我々も、その指標が内部的には昨年に比べて今年は良くなったのかとか、あるいは十数年前に比べてどう変わったのかという意味では非常に有効な数値の指標だと思っております。

しかし、先ほども申し上げましたように、これをどこからか急にとかかく言われるというふうなものではなくて、やっぱり自律的にやるべきだということとはやっぱり大事な点ではないかと。これがやはり自己責任、自己決定、そして最終的には自らがその健全化というものを果たすことによつて、市民や有権者、納税者に迷惑を掛けずに行政運営をしていくという、そういう時代だと思えます。

それが一点と、それからもう一点申し上げたいことは、自治体にはやはりそれぞれ特殊要因というのがございます。現在の財政の指標、内容、あるいは今度示される指標というものは、過去に行つたその特殊要因の結果が数字として現れているわけでございます。

具体的に二、三申し上げますが、例えば平成の大合併で全国の自治体は数が千八百程度に再編されました。私のところは、小規模合併、一市一町合併ということでございます。さほど今から申し上げることが特に目立っているわけじゃございせんが、例えば山口県内で市長会というところと議論しますと、例えば萩市というのは本当に面積が広くなりました。一つの萩市と周りの町や村、合併をしました。そうしますと、過去、これ例えば山口市も全く同様なんですけれども、過去、過疎債であるとか、あるいはかなり手厚く町村についてはやはりいろんな財政措置がされてきたこと、これは手厚くされておりますけれども、キャッシュで財政措置がされてくるものもあれば、今回正に問題となつております起債で財政措置を、財政というか、応援していただくこともござい

ます。とりわけ、この起債で様々な応援をしてきたことが合併によって新しく誕生した自治体としましては、これはどこが中心ということもないんです

けれども、一挙に、全体として見ると、今までは何とか成り立っていたものが一遍に、今回示されるような連結実質収支であるとか、あるいはなかなか難しい概念でございますが、将来負担がどんなと大きくなる、これが特殊要因の一つです。ですから、合併という非常に国を挙げて進めてきたことについて協力をしてかなり頑張ったところというの、全部とは言いませんが、周辺部を合併したところはかなり財政が悪くなっているというふうなことがございます。これは特殊要因の一つでございます。

それから、我が市のことをつだけ申し上げますと、今私のところは実質公債費比率が一八%を若干超えておりますので、優等生ではございません。この一八%というもののうちの私は三ないしは四ポイント、ですから、三か四引いたものが、特殊要因がなければ私どもの実質公債費比率ではないかと思っております。

その三ポイント、四ポイントというのは何かと申しますと、私どもの地域は昔から干ばつ常襲地帯でございます。温暖多日照なんです。雨が降りません。それから、河川が非常に短くて流域がないということで、常に夏は水不足の苦勞をしてまいりました。平成十年に広域水道事業というのが完成をいたしました。我々は、今年にはちよつと危ないかもしれないけれども、水不足の心配はほとんど飲み水ではなくて済むようになりました。

これは市民にとっては非常に良かったことなんです。が、広域水道事業ですから、柳井市を含めた当時一市九町で始めた事業ですが、柳井市の負担割合は約四割程度ありますが、総事業費でございますと約六百億円ぐらいの事業を行いました。実は山口県の水ではなくて、山口県と広島県の県境に流れている小瀬川というところの水、弥栄ダムで受け止めた水を我々は供給を受けております。

ただ、その事業の内容たるや、三十キロ水を引く張つてきます。導水します。三十キロのうちの二十キロはトンネルです。それから、広域水道事業ですから、構成する町の隅々まで水を配ってい

きますけれども、その送水の距離が約百キロございます。したがって、本来は市町村の事務として描かれている水道事業というのはそこまで大規模なものには想定をしていない。水源というのはそんなに遠くにはないだろうということで水道の事業の前提としてあると思えますけれども、これだけ大きな事業をやりますと、やっぱり実質公債費比率でいうとかなり引き上げるようになります。

したがって、こういうふうな特殊要因というのは一つ一つ挙げていきますと切りはございませんが、そういうものが加味されずに一つの指標だけで市や町の財政というものを決め付けるといふのは若干疑問が残ります。したがって、これは今から政令等で示されるものになるわけでございますが、そういうことが十分に加味されたような考え方が取られないといけないのではないかと思います。

時間がなくなりましたので最後に申し上げたいと思ひますが、今後導入をされます連結実質収支比率の中に入りますのは、国保会計、介護保険、あるいは病院、下水道等々、市民にとっては非常に大事なものでありますけれども、構造的になかなか黒字にならない事業がたくさんこの中へ入つてまいります。

私は全国市長会の国保の対策の特別委員長をずっと務めて最近おりますけれども、医療制度改革が今行われておりますが、国民健康保険に關してだけ申し上げますと、全国の数字を積み上げますと、一般会計からの繰入金は最近の数字では大体毎年一兆円を超える繰入れを行っているわけですね。これは赤字だとか黒字だとか、交付税で措置されているとか、いろんな理屈はありますけれども、もう実質的に見た目というか、数字上は一般会計から常にそれだけ繰入れをしなければ運営ができません。それでも赤字の国保はたくさんございます。そういう意味では、構造的に医療保険制度のというか国保の問題点が克服されない限り、連結実質収支比率に入ってくる数字というのは全国的に悪い数字がたくさん出てくると思ひます。したがって、これは国保だけではございません。

それから、長年にわたって様々な交付税措置と
いうのがあるんことをされてきましたけれども、
も、その交付税措置で積み上がってきたものも含
めて、いわゆる地方財政を支えているものや地方
財政が支出を余儀なくされているものや地方の
改革を行わない限り、こういう収支の比率を幾
ら出しても私は改善することはなくて、逆に改
善をしようとしたら、一時期夕張市の事例でそ
ういうことが起こりそうになりましたけれども、財
政は健全化できたけれども、町は再建できないと
いうようなことにもなりかねない。それはもうひ
いてはやっぱり市民の生活や、あるいはイコール
国民ですが、国民生活というものをやっぱり不安
定にすることになってしまうと。

そういうこと言いますと、地方財政だけを
ターゲットにして今法律が作られておりますけれ
ども、よく市長会で市長仲間を話をするんですけ
れども、国の財政健全化法というのをまず作っ
て、それをまずやってもらって、それと同時に地
方の方もやるというぐらいでないか、どうも余
り、分かったというわけにいきませんねという
のが本音として言います。そんなことも全部
加味して法律案の審議が今されていると思いま
すけれども、是非、地方財政自体の指標を幾ら示
しても、中身をとにかく改革を急いでやらない
と、同時にやらないうけないということ市長
という立場から感じておりますので、お話を申し
上げた次第でございます。

今後とも、先ほど言いましたように、政令等で
定められる項目がたくさんあると思いますので、
当委員会の先生方にはしっかり地方の実態、実情
というものを踏まえられて、いいものになるよう
に是非御努力を引き続きお願いしたいと思います。
以上で意見の陳述を終わります。ありがとうございます。

○委員長(山内俊夫君) ありがとうございます。
以上で参考人の意見陳述は終わりました。

これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○二之湯智君 自民党の二之湯智でございます。
今日は、三人の参考人の皆様方、本当にお忙し
いところありがとうございます。それぞれ特色
ある陳述をいただきまして、ありがとうございます。

まず、片山前知事、慶應大学教授にお伺いした
いんでございますけれども、夕張市の破綻の原因
を四つほど挙げられておりますけれども、常々片
山知事は、地方自治体における議会の役割、機能
というものが大変重要だと、このようにおっ
しゃっておるわけでございますけれども、私も地
方議会出身でございますけれども、なかなか地方
議会に地方自治体の財政の中身をチェックでき
るだけの能力があるのかないのか、現在ですね、大
変それはじくじたる思いがするわけでございます。

さらにまた、議会の機能強化と申しまして、
これもなかなか議会自身からそういう声も沸き上
がってこないし、総務省の方も地方自治法で、九
十六条一項でも地方自治体の議会の議決案件を
十五項目に縛ってしまつて、なかなか地方自治体
で一番大事ないわゆる基本計画すら地方自治体の
議決案件に組み込んでない。もちろんこれは二
項で条例によって地方の基本計画を議決案件にす
ることはできるんでございますけれども、なか
なか地方議会が、執行部がやっている事業の予算
あるいは振興計画をチェックする機能になつてない
んじゃないかと、このようなことを思ったりする
わけでございます。

そんなことで、議会のもちろん力不足もあるわ
けでございますけれども、これから地方自治体
と議会の役割、これについてひとつもう一度お伺
いしたい、こう思うわけでございます。

それと、基礎的自治体のトップでいらつしや
います河内山参考人と小林参考人にお伺いしたい
んでございますけれども、それぞれやはり、私は、
住民が、よく景気のいいときはあれもしろこれ
しろと、もう随分と地方自治体に要求ばかりの、

そういう住民が増えてまいりました。本来、これ
なんかは自分たちが自身でやつたらどうかという
ことまでもお役所が進んでやらなきゃならぬとい
うことでございまして、せんだつての夕張市の事
業の縮小なんかの項目を見ておますと、昔は、
二、三十年前はみんな地域の自治会とか隣近所が
やつたことまでもお役所に任せちゃつていて、
これでは幾らお金があつても足りない、このよ
うに思うわけでございますけれども、一体この地
方自治体の住民サービスの最低レベルというのは
どの程度までに抑えるべきだということですね。

それとまた、そのために、また住民の要求を
ある程度抑えるためにも、やはりもう我が町の財
政状況はこうなんですということをもちと分かつ
やすく、もうそれも税理士とか公認会計士とか一
部のお役所の人間しか分らないようなそういう
データじゃなくて、もう住民が、本当に普通の方
が見てもああ我が町の財政状況は大変だという
ふうなことをしないと、やっぱり受益と負担とい
うことがはつきりと分かつてこないんじゃないか
と、こう思つたりするんでございますけれども、
その点に、お二人にお伺いしたいと思ひます。

○参考人(片山善博君) 今、地方議会の役割とそ
れから能力の問題についてお話がありました。こ
れがおつたような実態があると思ひます。これ
を改善しなきゃいけないと思ひますね。
幾つかポイントがあると思ひますが、私は一
つは、現行の地方自治法が議会に付与している現
行の権能でさえ今の日本の地方議会は活用してな
いと思ひますね。

例えば、昨今、地方の教育委員会の問題が指摘
されました。いじめ、自殺があつても何らかの確
な対応できないじゃないかというので、今教育三法
が改正になつて、その中で地教行法の改正案が出
ていると思ひますけれども、その中では、文部科
学大臣が教育委員会に直接指示をすることができ
るというふうな規定が入つていまして、それによ
り、ああいうのはもう教育委員会の失敗なんです
ね、結局。

何であんなことになるのかというと、教育委員
会というのは教育委員が構成しているわけですが、
教育委員、だれが選んだんですかという、文科
大臣じゃなくて首長が選んでいるわけですね。首
長が議会の同意を得て選んでいるんです。同意を
与えていないんです。審議していただきます。全
然審議してないんです。最終日にぽつと人事案件出
して、右から左へさつと通してしまふことばかり
やつていまして。せつかく審議をして同意をす
るといふ権限が与えられていまして、何にもそれ
を活用してない、単なるこれも通過儀礼にしてい
るんです。こういうことがまずありますから、
今の現行の規定をちゃんと活用すること、
これは最低限です。

それから、地方自治法の九十六条で議決案件を
制限されている。制限されているんですけれども、
あれは、あれだけに限りますよという必ずしも
限定列挙ではないんです。あれに付加をして、
それぞれの自治体の議会で条例を作つて議会の権
能を増やしたいと思ひます。

例えば、鳥取県議会が私が知事やつておりました
ときに、入札問題で発注の方法とかそれから入
札参加資格の制限というのを全部首長が決めるこ
とになつていまして、首長が、首長だけで。あ
んな重大な問題を日本の地方自治法は首長が勝手
に決めていいことになつていまして。だから和
歌山とか福島みたいなことが起こる背景があるわ
けで、あれではないので、公開の場で決めま
しょうというところで条例化しました。事実上、新
しい条例を作つて。ということもできるんです、
やろうと思ひます。

そのためには、議会の事務局の強化が必要で
す。議員立法をしようにも、いましてとみんな言
うんです。たつたら、ちゃんとそういう専門スタッ
フを置いたらいいです。置かなきゃいけないん
です。これも鳥取県のことになります。鳥取県議
会では、これは議会が勝手に、勝手にと言つたら変
ですが、議会が独自にこの参議院から有能なス
タッフをスカウトしてきまして、三年ほど仕事し

でもらっていました。そういうこともできるんです、やろうと思ったら。やらないだけなんですね。

あともう一つは、私は、もう言いにくいですが、地方議会の議員の選任と選ばれ方をもちよと点検する必要があると思います。選ばれ方、選任方、全部国會議員の皆さんと同じ条件を課しているわけです。基礎的自治体の議員の要件が国會議員の皆さんと同じである必要があるでしょうか。もつと兼業、すなわちサラリーマンとか教員とかそういう者が地方議会に出て、日常生活をしながら、仕事をしながら基礎的自治体の行政に参画をするということがあってもいいのではないかと。今それは事実上閉ざされています。そこを解除する、これは地方自治法で議会制度の見直しをやらなきゃいけない。分権時代というのは議会が主役だということをさっきも申し上げましたけれども、それならば主役にふさわしい議会の在り方を自治法の改正を通じてやらなきゃいけない、これが私は一番大きな課題だと思っています。

○参考人(河内山哲朗君) お尋ねの基礎自治体として受益と負担の関係であるとかあるいはサービスの水準というのをどういうふうにかえていくか。これはそう簡単な話ではなくて、先生ももう御経験のとおりでございまして、長い間サービスを良くすることに我々首長も議会も一生懸命努力してきた経過があります。それから、それを成り立たせてきましたのは地方財政の仕組み、交付税制度もありますが、ある意味ではやっぱり高度経済成長時代に、財政は厳しい厳しいと毎年言っているんですが何とかなってきたという税の自然増収とか、それがあつたと思えます。これは明らかにパラダイムは変わったということ、首長がまず認識をすることが大事だと思えます。

サービスの水準をどの程度にとどめるべきとか、どの程度であるべきかというのは、私も専門家ではありませんのでよく分かりませんが、理屈づく言いますと、やはり地方自治体の場合

は、民間でできることは民間での次の話があるんだろうと思います。だけれども、民間でできることは民間でなんですが、民間ではうまくやったりやらないことというのは、これはもつと実は公共性の高いことについては自治体がいっぱい頑張らなきゃならない。

例えば、先ほどの話で病院の話をしていただきましたけれども、私のところは市立病院はないんですが、やっぱり大きな総合病院が、これ農協系の厚生連でやっていただいています。やっぱりお医者さんの問題というのは毎年のごとく出てきそうでございます。この春もございました。医師不足の問題みたいなものについては、これはほかのことばさてもいいんですが、やっぱり地方自治体、これは国もそうだけれども、やっぱりしつかりやらなきゃならない分野があると思います。そういうふうにならば民生を安定させる、それから人の生き死にかかわるようなこと、それから将来とも地域が成り立つていくようなコミュニティを充実させるとか、そういうことはやっぱり地方自治体としてはこれまでよりも頑張らなきゃならないと。

逆に、これはいろんな事例で私も反省しなきゃいけないんですけれども、何か立派な箱物を作ることにしては、これはそろそろ抑制的というよりも撃ち方やめというぐらいの宣言をやった方がいいのではないかと。もちろん、造らなきゃならないものはございまして。しかし、我々、私は最近町づくりという言葉と同時に町使いという言葉をはやらせようと思つてはいるんです。過去に投資してきたものをもつと使おうではないかと。例えば、立派な文化会館があります。文化会館も音楽を聴いたりお芝居を見るだけではなくて、高齢者の健康づくりで毎日民謡大会やたらどうなるかと、そういうふうないろいろなものを使つていくという発想をこれから持たなければならぬ。これが今の住民サービスというか、地方の行政の少し方向性としてはそうなんではないかなと思つています。

最後に一点だけ、柳井でやっていることの、住

民の自治能力というのは捨てたもんじゃないというお話をさせていただきたいと思つています。

市道、市の道だけれどもなかなか余り使われないう道というのがありまして、地域の方々にとつてみると毎日使う道なんです。整備が、順番からすると整備の優先順位が低いので整備ができません。という道がたくさんございまして。私も市長になつたに、ある自治会長さんが、選挙であれだけ応援したんだからうちの道路何とかやってくれと、こつこつやりました。だけれどこれできないんです。地域の方々にとつては大事だけれども、幹線ではありません。怒られること覚悟で、市も例えば原材料とか機械を借り上げるとか、そういう費用を出すので、地域の方々にもやっぱり立ち上がつて道路を造つていただけないかと。造つていただけないのはなかなか納得されなかつたですけれど、やろうという話になりました。造つていただけて、造り終わつたら、私も当時の建設部長も土木課長も道路ができたお祝いの会に呼ばれました。

それぐらいやっぱり、本当は道路は公共団体が造るべきものなんですけれども、やっぱり自力というものはあるんですね。その仕組みを、ふるさとの道整備事業という仕組みをつくりまして、原材料とか重機の借上げとかあるいは設計とか、これは市の方で受け持ちますが、実際にやつてくださいというのは地域の方頑張つてくださいという事業をやりました。コストだけでいいと、市が直接公共事業でやるのに比べますとコスト比較でいうと九・七三％です。十倍道がでけると。できる地域もあればできない地域もあります。それはやっぱりコミュニティの力とか、あるいはお百姓さんというのは非常に器用な人が多いですけど、都市住民というのはなかなか弱いです。そういう差はありますけれども、そういうこともございまして。

したがって、やっぱりこれから先のやり方というのはいろいろ考えていく時代ではないかなと。コミュニティの力を発揮させるような施策とい

うのは大事じゃないかなと思つています。

○参考人(小林日出夫君) 住民への財政とまた村の取り組み姿勢等につきましては、私は、各種のスポーツ大会や各種行事、そして毎月発行しております広報等で分かりやすい円グラフ等を使いまして話をしたり、広報で説明をしたり、そして年に一度、自治組合長会議、区長会議、一緒に集まつて、そして村の財政再建の進捗状況とかというものをきちんと話をして理解をしていただいております。

また、受益と負担につきましては、また最低のサービスはどうかというところなんです。これにつきましては、私は常に住民に言っているのは、お金のある人と力のある人はもう構わないよと。しかし、先ほど柳井市長さんも申し上げましたが、どうしても行政の力をかりないと生活できない方、こういう方についてはもう手を尽くそうと、その方が分かりやすいし、そういう形でやつていこうということで常々私は話をしております。

また、今市長さんからもお話がありました。確かに理事おっしゃるとおり、今まではこれをやつてくれ、あれもやつてくれ、これもやつてくれという話でしたが、私のところはもう財政再建中でありましてそれはできないと。まず自分たちで、例えばこの農地が排水が悪いと、だからそこに側溝を入れてくれないかという話になります。しかし、それは駄目だ、まず自分で手で掘つてみて、駄目だったら原材料を出しますよと、だから自分たちでやつてくださいと、そういうような説明。また、側溝が詰まつた、行政でやれ、そういう話ではなくて、あなたたちが自分たちでやるんであれば我々も行って機械を持っていきまふよと、そんな形で理解をしながら今進めております。

以上です。

○那谷屋正義君 民主党・新緑風会的那谷屋でございます。本日は貴重な御意見、ありがとうございます。

私の方からは、まず小林参考人にお尋ねをした、
いというふうに思いますけれども、泉崎村はこ
うした今の状況になったときに、準用団体という道
を選ぶのではなくて、自主再建を進められている
わけでありまして。現在の実質公債費比率というの
が〇五年度ベースで三〇・一％ということで、本
法律案が施行されると財政再生団体になる可能性
というのが残念ながら低いとは言えないのではな
いかというふうに思います。その際、泉崎村の方
で、この間、本当に苦勞されてこられたわけであ
りますけれども、その自主的な財政再建への取組
に対して本法案が支障を生じかねないという
な、そういった懸念もあるわけでありまして、け
れども、その部分について率直に思いをお述べ
いただければと思いますけれども、いかがでしょう
か。

○参考人(小林日出夫君) 私実は心配をしてお
ります。
昨年、週刊文春で実質公債費比率で全国でワ
ースト五位、夕張が八位でした。しかし、その報
道だけで我々の住民は大変動揺れました。そして、
連携していきますと、私の村も二五〇％を超えたと
きがあるんです。最初は二五〇％ぐらいありまし
た。しかし、村民の皆さんに我々の姿勢、我々も
削減して痛みを感じ、そして村民の皆さんにはで
きる限り値上げもせず、負担もしないでやってき
ました。やっと元気になってきたわけですね。で
すから、ここでもし、またこの法案が通りまして、
もう一度再建団体ですよという報道とかそ
ういふ勧告を受けるとなると、これは住民が
一番動揺するんじゃないかなというふうに思いま
す。

ですから、地域によりましては様々な課題があ
ります。文化も違うし、そこに住んでおられる方
の考えも違います。ですから、是非、今一生懸命取
り組んでおられる、様々な要因あるんです。我々のと
ころにも日本で三か所しかありません。国保の村立
病院があります。これは絶対に利益なんか上がる
ようなはずがありません。そういうことも、様々
な要因を、要素を加味をして、そして判断をして

いただけないと、何か一生懸命やってもみんなが
不信感だけ、そして後ろを向いたらだれもいな
かった、元気のない住民だけが残っていたと、そ
ういうことでは困りますので、是非法令等でそ
ういふものに加味する部分があるとすれば、是非
それはやってほしいなと。我々も一生懸命やって
いるわけですから、その点を考慮していただければ
というふうに思います。
よろしくお願いします。

○那谷屋正義君 小林参考人が冒頭の御意見言
われているときに、財政再建の間に地域の人が下を
向いてしまつては一番困るんだという、そんなお
話をされたのが今のお答えになつてくるかという
ふうに思います。地方公共団体の意見をしっかりと
聴くということがやはり私はこの法案においても
本当に重要なポイントだろうというふうに思いま
すので、またそのように指摘をさせていただいた
というふうに思つておられるところでありまして。
次に、河内山市長にお尋ねをしたいと思います。
今少しお話がありましたけれども、柳井市にお
いてふるさと道づくり事業などを通じて頑張つ
ていらつしやるということで、先ほど片山参考人
の方からも、夕張市の財政破綻の原因のその一つ
の中に住民の無関心というのが挙げられました。
そういう意味では、このふるさと道づくりとい
うその事業について、市民のパワーをかりなが
らというか、パワーと一緒にこの道づくり事業に
行つたということでありまして、こういう
ふうに住民の意識をいゆる自治体の財政運営に
対して向けさせるというか、関心を持たせるとい
うのには、何かやつぱり工夫とかさういふた
ものが必要なのかというふうに思ふんですけれ
ども、もしお考えがあれば伺いをしたいという
ふうに思います。よろしくお願いします。

○参考人(河内山哲朗君) 住民の方々も、日常生
活は仕事や日々の暮らしで忙しいわけなんです
ね。したがって、何もなければ財政の問題に興味、
関心を示されない。これはもう、お任せ民主主義
の悪いところというのは、これは私どもの自治体

にももちろんございます。
どうやつたらみんなのもの、自分たちのことと
して考えていただくかということは、やはりある
意味ではまないたの上になんと料理をすべき材
料が乗つからないとだれもやるうとしないんです
ね。先ほどの例で言いますと、やつぱり道づく
りをやつてほしいということを言つて、過去であ
れば、当分待つてくださいとか、少しづつ、言つて
みれば百メートル整備しなきゃいけないところを
二十メートルぐらい、例えば車の擦れ違いができ
るようにならず整備するということでお茶を濁
してきたという面があると思うんです。我々は、
やつぱりこれではいつまでも市民の意識も
変わりませんし、もつと言つとその地域とい
うか、自治体の中の地域で、言つてみ
れば力、力だとか利便性といふのはいつまでもた
つても変わらない。やろうと思えばこういう方法
もあつたところから初めて出てくるんだと思ひ
ます。

今自治体はどこともみんなせつば詰まつてきつ
つあるわけですね。したがって、もうこれから先は、
やつぱり今までのようにお金を使つてとか国に何
かお願いをしてというんじやなくて、自ら、自ら
立ち上がるとうとうところの話が今からたくさん
出てくるだろうと思ひます。これはやつぱり本
当の民主主義だと思ふんです。

ですから、どうすればさういふものが出てくる
かといふのは私もはつきり分かりませんが、ある
意味では自治体も分権をして、やつぱり身銭、身
銭だと思ひばいふんな工夫ができるわけですね。
よく例え話で言うんですが、国の予算書は例えば十
億円単位で記載がされている場合がたぐさあり
ますね。一〇〇と書いてあると一十億円。それで
今度は県の予算書、予算の説明を見ると百万円
単位で書いてある。そうすると、一〇〇と書いて
あるとこれ一億円と。我々の市役所の予算書とい
うのは千円単位で書いていますので、一〇〇と
いふたら十万円なんです。したがって、我々は

十万円というものをどうするかということでは一生
懸命努力している。それがやつぱり補助金の感覚
になつてくると、一〇〇が言つてみれば単位が千
円なのか百万円なのか十億円なのかでだんだん
んだん無駄遣いになつてくる。
そういう意味ではだんだん税源も移譲して身銭
として仕事をしていく、地域の方々も自らが負担
しているお金なんだということ立ち上がつてい
く、これがやつぱり大事なんじゃないかなとい
ふふうに考えております。

○那谷屋正義君 ありがとうございます。
私、議員になる前は学校で教員をしておりまし
たけれども、授業でもいろんなものを子供たちに
詰め込もうとしても、子供たちの方に問題意識と
いふものがないとこれはなかなか浸透していか
ないということで、やはりまず一番最初に、何かこ
の単元をやるときに問題意識をどう子供たちが持
つか、このことが今言われた住民の意識というも
のとか何か共通点があるような気がします。それ
から片方は勉強というところで若干条件が違うか
もしれませんが、この問題についてはやつぱり
これから本当に大きな課題になつていくのではな
いかなというふうに思ひますので、またお知恵が
ありましたらよろしくお尋ねをしたいと思います。
それでは、片山参考人にお尋ねをしたいと思います。
ふに思ひますけれども、先ほど地方議会の監視
機能の発揮の御質問がありましたので、それは私
の方はタブリです。で省略しますけれども、地方
公共団体の財政規律を高めるにはその内部組織、
監査委員、議会がそれぞれの立場においてガバナ
ンスを発揮することが重要だといふふうに思つて
おられますけれども、これに加えて、先ほどお
話ありました金融機関においても、貸手の立場か
ら貸付先である地方公共団体の財政状況を厳しく
チェックする姿勢が求められるというお話をさ
さしたきました。

もう一度、その部分について先ほど言い残され
た部分といいますか、少し付け加えられるところ

ありましたらお願いしたいと思います。

○参考人(片山善博君) 我が国の自治体というのは特徴がありまして、一つは透明性が非常に低いと、これはもう中央政府も同じですけれども、それからもう一つはチェック機能が働かないと、これが非常に重要なところなんです。

チェック機能というのは、さっきおっしゃったように監査委員の機能というのがまずあって、これは準内部でありますけれども、それからその外に議会、完全に外じゃありませんけれども、議会というのがあるんですが、いずれも余りうまく機能していません。特に、監査委員に至ってはもうほとんど機能していないと言っているかも知れません。そこで、屋上屋を重ねるがごとく外部監査委員というのを設けていますけれども、これも最近余り機能していません、正直言います。本来議会というものがきちっとチェックをしないといけない、これもしかしうまく機能していません。ここをどうするかというのは、先ほど申しましたけれども、それは繰り返しのようになりますけれども、私は議会制度の見直しが必要だと、地方自治法の改正が必要だと思っております。

もう一つ、今回の財政破綻で言いますと、一番チェックすべきは金融機関です。やっぱり貸した人が返ってくるかなという、これでははらする、そこで貸し過ぎとか借り過ぎの歯止めにならないじゃないかと連結決算してないじゃないかと、こう言われて、実際今までできていない、今改めて連結的なものをやろうとか財務諸表的なものを作ろうと言っていますけれども、実は、何で民間は連結決算をして財務諸表を作っているのに自治体は作っていないのかという、それは貸手から求められなかったからなんです。なぜ財務諸表がずっとできてきたかというと、貸す人がちゃんと出せ、情報公開しろというそのプロセスを経て、それなりの連結決算だった財務諸表が形成されてきたんですけれども、自治体の場合は、もう今まで自治省の方に行つて許可とか

いつてもらうことばかりやっていますから、金融機関の方に説明責任を果たす必要は一切なかったわけです。金融機関の方も求めない。だから、財務諸表ができていないんです。今ごろ財務諸表作れといつてもこれは無理です、やっぱり。形だけは作りますけれども、本当のものはできません。なぜかというと、これからのやっぱ総務省の方と財務省の方に行つて、この起債いいですか悪いですかといつて、同意くださいという、その作業ばかりやるんです。だから、力の入れ先、向き先が全然違うんです。金を借りて破綻をしないようにするには、だれの方を向かないといけないかという、一つは当事者の住民です。いいですか、こんな借金重ねて、将来皆さんの負担になりますよということをお願いする人に、私は大丈夫ですから一つは、貸してくれる人に、私は大丈夫ですからちゃんと貸してくださいということ、真剣にその説明責任果たさなきゃいけない。その一番重要なところは全部欠落して、貸してもくれない、担保も出さない、保証人にもなってくれない人のところへ行つて一生懸命説明しているわけです。こんなことで金融がうまくいくはずがないんです。

やっぱり市場に任せるべきだと思います。お上が判こつて、いいの悪いのと言ふんじやなくて、市場が市場の目で見れば貸し先は大丈夫かどうかというのをチェックするという、こういう当たり前の姿に戻すべきです。この法案はその当たり前ではありません。やっぱりお上がちゃんとチェックをしてあげますよという仕組みですから、私はこれは駄目だと思ひます。

○那谷屋正義君 ありがとうございました。これからの議論の視点をいろいろと御示唆いただいた、そんな思いでもございます。

最後にもう一つ小林参考人にお尋ねしますけれども、本法律案によりまして、今お話を出していただきましたように、その四つの財政指標について毎年度、監査委員の監査に付することとされているわけでありまして、このように監査委員の責任がある意味重い、重くなる一方、小規模な町村に

としては、とりわけそうした専門性を持った監査委員の確保や事務局体制の構築はなかなか難しいのではないかなというふうにも思われるわけでありまして、現状に照らすと、監査体制の充実強化のためには例えば国によるどういった支援や制度改正が必要というふうにお考えか、お考えがありましたらお願いしたいと思います。

○参考人(小林日出夫君) 私どもの自治体は小さい自治体ですから、現状の中で今のところは十分かなというふうに思います。

ただ、これまで財政破綻をするまでは首長の息の掛かった人が監査をやっていたという、そういう経過がございます。ですから、そういうものについては、やっぱり国の制度の中できちんとして第三者が監査できるような仕組みができればそうした間違いはないのかなと、そんな思いをしております。

○那谷屋正義君 終わります。

○遠山清彦君 公明党の遠山清彦でございます。

今日は、三参考人、本当に貴重な御意見、ありがとうございました。

それで、私、たくさん聞きたいことがあるんですが、重複を避けて、今までの委員の先生の方との重複を避けてお聞きをしますが、まず最初に、今の那谷屋委員の最後の御質問に関係するんですけれども、これは片山参考人と河内山参考人、お二人にあえてお聞きをしたいと思ひますが、平成九年に地方自治法が改正されました、施行が十一年だったと思ひますけれども、その包括外部監査契約を条例に基づいて導入することが実は可能になりました、政府としても奨励をしたという経緯がございます。

ところが、実際に全国の指定都市及び中核都市以外の市区町村で、条例を制定して包括外部監査契約を実際に締結をして、日常的に外部の専門家の、今お話をしましたように監査を自治体の財政状況に入れているところというのは大変少ない。私が聞いたところだと、平成十七年度ですけれども、十三団体しかないと。東京の特別区である

港区とか文京とか目黒とか大田も入っているんですが、地方でいうと神奈川県、横浜市と大阪府の八尾市と香川県の二つの市というだけなんです。恐らく河内山市市長のところも包括外部監査契約は結ばれていないんじゃないかと思うんですが、これは地方自治法で決めたにもかかわらず実際にはほとんど進んでない問題でございますし、進んでいけば、もっと早く夕張市のような問題は明らかになったんじゃないかという思いも私持っているんですが、県知事も御経験された片山参考人の御意見と、現在市長であられるお立場から、もし市長として、いやそれは理論上はやつた方がいいんだけどこういう現実的な障壁があるというのであれば、是非教えていただきたいと思ひます。

○参考人(片山善博君) 包括外部監査人のお話が出ましたけれども、これができた経緯は、その監査委員が駄目だから包括外部監査委員制度をつくったんです。本来監査すべき監査委員がほとんど監査しない。特に当時問題だったのは、監査委員事務局でさえ裏金つくつていたということがあって、これは駄目だということで包括外部監査人をつくったんです。

私は、これは本末転倒だと思うんです。といいますのは、本来、監査委員が機能を発揮しないのなら、監査委員が機能を発揮するように改善、改革をすべきだったんです。そこに手を付けないで、屋上屋を重ねるがごとく包括外部監査人をつくったんです。

だから、こういうのををつくつても、元々監査委員に監査をちゃんとしてもらおうという意識のない人たちが運用しているところにまた屋上屋を重ねても、うまくいきつこないんです。なぜうまくいかないかという、監査委員が選ばずかという、首長が選ばずかという、議会の同意を得て、その首長が本当に透明性を徹底して説明責任をちゃんとやりましようねという性格が入っていないか、こんな監査委員を選んだって無理です。これは、包括外部監査委員も首長が選ばずか、今どういう現実になっているかという、弁護

士は忙しくて余り割に合わないからやろうとしません。今、公認会計士とか税理士の皆さんがやっています。一種の利権になつていゝんです。もう、業界団体になつて。そうすると、任命してもらわなきゃいけませんから、余り首長に対して厳しいことを言ひしやうと次外されるから、まあまあ穏便にやつておこうということになるんです、どうしても。だつて、任命してくれる人ですから、その任命してくれる人のことを厳しく言ひしやうと、それが人情というものです。それがないんです。それが人情というものです。ですから、この制度はうまくいきません。

どうすればいいかという、もう一回原点に戻つて監査委員制度を見直すべきです。首長が任命するんじゃないで、私は選挙制度にしたらいいと思うんです。オンブズマンがどんどん出てくるシステムにしないと、今のままだったら監査委員はやつぱり死に体のままです。と思いますので、中核都市とか河内山さんのところなんかに広めるのは私は賛成しません。

○参考人(河内山哲朗君) 遠山先生言われますように、私どものところももちろんこういう包括監査の契約は結んでおりません。

今、片山先生のお話の中にもありました、地方でこういう監査を外部に委託しようとか、あるいは法律的な専門家に任せてもらつていろいろ検討しようといったときに、お医者さんも偏在していますけれども、こういう職業も実は非常に偏在性が高くて、我々も、候補者ってどんな人をとってイメージしたときに、ある意味では地域におられるわけじゃなくて、縁もゆかりもない方が監査の仕事をするというふうなイメージである法律ができたときに感じました。

それは、もちろんその監査というものの仕事からすると無関係の方が監査をされる方がいいのかもしれない、ある意味では、役所の場合、特に市役所の場合は、数字が合致しているかどうかというふうなことの簡単な話はいいとしてしましても、やつぱりそういう、何でこういう仕事の進め

方しているのかというふうなことにについては、やつぱり地域の事情とか実情というものも十分踏まえて、今の現行の監査委員さんみたいな方がやつていくのがいいのではないかと。

ただ、完全にその否定をするわけじゃございませんで、我々としては、透明性高く、それからそれからも後ろ指を指されないような仕事をしていくというつもりはございますので、全否定はいたしません、現状ではそういう余り、特段の不祥事があれば別ですけどもね。円満に円滑に、それから監査委員さんからも、私も例月の監査を受けた後なんかはいろいろと御意見も常に承つておりますが、厳しい御指摘も時としてあります、そういうふうな、まあまあそんな厳しい話ではないけれども御意見もいたしているという中で、そんな必要性を感じていないという面もございいます。

○遠山清彦君 ありがとうございます。それで、ちよつとこの法案から若干外れるんですが、是非今日の機会にお三方に伺いたいと思つていたことがありまして、それはざつぱりふるさと納税制度の導入について、お三方それぞれのお立場で簡潔に、これをどういうふうな現時点で評価しておられるか。

報道等されておりますが、政府、総務省内でも研究会をつくつて検討して、一説によりまして今年の九月には制度設計の案が政府サイドから出されるということも言われているわけですが、これはいろいろんな形態あるかと思いますが、昔総務大臣がおっしゃつておられるのは、地方税分の一割ぐらいを納税者が指定する居住地とは別のふるさとの自治体に振り分けることができるようにしようとか、あるいは寄附税制を改変して寄附ができるような形にしようとか、いろいろんな案は、手法はあると思ひますけれども、いわゆるこのふるさと納税制度の導入についてどのような評価をされているか。小林参考人からお三方、お聞きしたいと思ひます。

○参考人(小林日出夫君) 私は、ふるさと納税につきましても賛成です。というのは、一生懸命努

力をしていい地域づくりをやろうと、そういう一つの意欲の持てる一つのことだというふうな思います。何もしなくて、努力もしていないければ、自分の生まれ育つたところのお金を出す、納税をするという気にはなれないと思ひます。そういう意味では、我々も一生懸命やる気概があると、そういうふうには思ひます。

ただこれが、ふるさと納税で入つたから、また地方交付税で減つてしまつと、そういうことで、全くこれではもう何もしない方がよくなつてしまふので。でも、やる気ある、一生懸命努力ができるようなそういう中でのこういう制度であれば、我々は大賛成だというふうな思ひます。是非やつてほしいと思ひます。

○参考人(河内山哲朗君) 地方と都会の格差を何とかしようという、菅大臣始め関係の方々のお気持ちは誠に有り難いと思つております。賛成か反対かということと言つと、それらの制度をつくられるのは、私としてはそれは御随意にということだと思ひますが、本来的に言つとやはり、先ほど少し申し上げましたけれども、やはり地方交付税制度もかなり老朽化が進んでおつたり、あるいは、国税と地方税の割り振りについても本当に今の姿がいいのかというふうなことを本格的に考えていく、非常に根本的問題として税制のありようを考へていく中の一つのパーツとしてこのふるさと納税みたいなものもあるというんであれば私もそれは非常にいいことだと思ひますが、これだけが出てくるということは、ちよつとこれは、やつぱり何となく地方としてはそんなことだけでは足りないと思ひます。やつぱり根本的に税源の移譲をする、組替えをする、地方消費税の議論をする、そういうことの方がより大事ではないかというふうな思ひます。

○参考人(片山善博君) 純粹税制から見て問題が余りにも大きい、多いと思ひます。一つは、税というのはなぜ支払うのかということと。しかもそれは、最終的には強制徴収の権限が伴つていゝわけです。単純な民間の債権債務

とは違ふわけですね。対価なく強制徴収をするという非常に嚴重なものなんですね。なぜかという、これは行政サービスと、当該団体の行政サービスと納税者との間に応益関係があるからです。それに基つて、最終的には強制徴収に至るまでのその強い権限が行政には与えられているわけです。

ふるさと納税といった場合に、一割を例えばどこか自分の好きなところというところになつたときに、行政サービスとの間に対応関係ありますからという、ないわけですね。ないところに最終的には強制徴収できますかということになると、できないと思ひます。だから、もう租税の一番の根本のところは私は欠けていると思ひます。

それからもう一つは、税は必要最小限にしか取つちやいけないのです。サッチャーが税は最大の規制だと言ひました。それとおりです。税は国民に対する規制です。ですから、これは最小限にとどめなきゃいけない、国民の痛みは。そうすると、行政サービスするための歳出をできるだけ抑えて、その必要最小限のものを、これはしようがないので強制徴収を伴つて納税者から取るという、これが税です。そのときに、一割はどこでもいいですよという話になると、それはもう必要最小限の枠を超えているわけです。余つていゝということと、これは、実際、今東京都は余つていゝんです、税が。その余つていゝのは私は邪道だと思ひます。余つていゝんなら税率下げるべきです。それが本筋だと思ひます。

それから、一番問題だと思ひるのは、税は行政機関と納税者とを結ぶこれ触媒のようなものです。サービスがあつて負担がある。サービスが高い、負担も高くなる、これ嫌だといふて、じゃサービス下げてもいいから負担も下げてくださいと、こういう関係があるわけです。そこで、行政は納税者の方をしっかりと見るわけです。納税者の方を見させるこれがツールなんです、税は。そのときに、ふるさと納税が導入されると、もらいたい

ころはよその方を見るわけです。東京の方を見て、県人会の方を見て、うちに下さいうちに下さいという。今まで行政は、納税者の方を見ないで国の方ばかり、総務省の方ばかり見ていた。今度は県人会の方を見ると、やっぱり納税者の方を見ない、住民見ないという。というようなことで私は賛成できかねます。

○遠山清彦君 もう私の持ち時間がなくなってきたので、一言だけ今の片山参考人の御意見にコメントで、私も今の議論は大変参考になりましたし、かなり納得をした部分があるんです。

一方で、私も地方に行つて現場を回りますと、大体地方の自治体は約二十万円ぐらい掛けて一人のお子さんが成人するまでお金を使っているという話がありまして、二十万円掛けて子供を十八歳までしても、その後十八歳から東京に大学で出ていって、大学出た後に就職が結局都会でしかできないと。本格的な納税者になつてから自分を育ててもらつた自治体には全く貢献するべきがないと、本当はもつといろいろやり方あると思うんですけど、それを、地方税の一分ぐらいを移譲する形で、個人的な意思を尊重する形でやるのがいんじやないかという意見を聞いたことがありまして、これはなかなか地方では受けのいい話になつておまして、ただ、まだ議論未成熟なんです、今後しっかりと、我々も今日のお話も参考に議論していきたいと思つております。

○参考人(片山善博君) 今の議論は非常に俗受けするんです。ですけれども、例えば教育に地方はお金掛けています、子供たちに。それは、しかしちゃんと交付税が入っているんです。税だけをやっているわけじゃないんです。ちゃんと交付税入っています、その段階で、それから、今親が一人で田舎の自治体の世話になつていられないか、世話になつていられない。これもちゃんと福祉とかで交付税が入っています。自治体が自前で全部やっているわけじゃないんです。介護保険はちゃんと国から交付金も出ています。医療費もそうです。

ですから、何も地方が全部自前でやつて都会に全部吸い取られているというわけではないんです。きちつとそれは財政調整がうまくいっているばちゃんとできている仕組みになつていっているんです。もしそれが足りないのであれば、さつき河内山さん言われたように、財政調整の方をもうちよつと深掘りするとか、そこを改善するとかする。それは、すなわち交付税制度をもうちよつと実態に合ったものにするとか、税制を見直すとか、その本筋で解決すべき問題だろうと思います。

○遠山清彦君 ありがとうございます。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。さすがに地方自治体の責任者として日夜御努力されているそれぞれの参考人の皆さんの話ですから、大変聞きごたえがありました。ありがとうございます。

私は、まず片山参考人にお伺いしたいのですけれども、夕張財政破綻の原因とその教訓というお話、かなり私もそのとおりかなというふうに向つておりました。で、金融機関の責任について、三方一両損ということも言われましたけれども、夕張が三百五十二億全部返済して、貸手責任は問われなかった、こういう記事が五月に載つておりました。私ももうびつくりしたんですけれども、その際、返済期間の延長とか一部免除が認められると信用不安が広がって他への影響もあるというようなコメントも新聞に載つていたんですけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。それと、もう一つ、この夕張の破綻の原因、私はこのとおりかなというふうにも思うんですけれども、一つ、夕張の場合はエネルギー政策の転換ということがありまして、ほかの自治体とはまた違つた要因もあると思ひます、その点について片山参考人の御意見を伺いたしたいと思います。

○参考人(片山善博君) 金融機関の債務調整、要するに、債権の圧縮などを実際にやると他の自治体が借りられなくなる、信用不安が起きて、だからやつちやいけないんだということをよく言われ

るんです。これもよく俗受けするんですね。じゃ、それを避けて何が起つていっているかというところ、金融機関がはじめに真剣に本当に自治体に貸すか貸さないかを検討したときに貸せないというところが出てくるわけですね。それが心配だというわけですね。それがあつちやいけないから、債務調整はしないから借りられるようにするんだということなんですけれども、金融機関が真剣に見て貸せない団体に今貸しているというところなんです。結局は、貸せないところに貸しているということなんです。それが無理が生じて破綻になるわけですね。貸せないところに貸しちゃいけないんです。

それからもう一つは、債務調整をするようにになると、自治体によつては金利が上がるということを心配するんですね。金利が上がつたら借りにくくなるじゃないかと。ところが、財務の内容悪くなつたところは金利が上がるのは当たり前なんです、これは。金利が上がることによつて借りにくくなつて、そこでバランスが取れるわけです。これが市場の裁定です。ところが、それを無視してしまつて、財務内容悪いのにもかかわらずちゃんと借りられる、しかも低利で借りられる、こういうふうになっているのが今の国主導の自治体金融なんです。こんなことを続けているから結局最後は夕張みたいなことになつてしまふんです。そうならないように、転ばぬ先のついで、悪くなつたところは金利は高くなる、もつと悪くなつたら銀行は貸さない、そこで自分たちのところをちゃんとときとやらやらないといけないというので自律作用が働いて、こういうことを取り戻さなきゃいけないと私は思ひます。

それから、エネルギー政策との関連は夕張は当然あつたと思ひます。北海道で夕張周辺の赤平だとかいふところは同じような状況になつていきますから。ただし、だからといって、石炭がなくなつたからじゃあじゃあじゃあ炭鉱から観光へというところが良かったのかというところ、決してそんなことはないと思ひます。やっぱり素直にず

うつと収束したら良かったと思うんです。それを無理やり国も支援して、さあ、あれやこれや全部支援しますよといつてじゃあじゃあじゃあじゃあ起債発行を認めたというのは、やっぱりこれは罪つくりだつたと思ひます。ああいう悪弊をやめて、やはり将来見越して、もう人口が減るんならば、それに、身の丈に合った財政にシフトしていくということを本来はやるべきだつたと思ひます。

○吉川春子君 私は、貸手責任というものを十分問わなきゃならないという形で今の御意見にもそのとおりだと思ふんですけれども、もう一つ、市場原理ということ、何回か言葉として出てまいりましたけれども、私は、今の安倍内閣あるいはその前の小泉内閣が進めている地方自治体に対するいろんな問題が、市場原理を導入しているんじゃないかと。私は、そういう地方政治に対して市場原理を導入するということ自体大問題ではないかと。やはり、自民党もかつておつちやつていた国土の均衡ある発展ということを考えると、市場原理というものはまた違ふんじやないかと思ひます、銀行の貸手責任とはまた別の意味ですね。この点については、片山参考人、いかがお考えでしょうか。

○参考人(片山善博君) 私も市場原理だけで自治体が運営されるとは思ひません。ただし、やっぱり市場原理も必要だと思ひます。今まで余りにも市場原理がないです、社会主義的なやり方していますから。

自治体の金融もやはりある程度市場に任せるといふことは必要だと思ひます。貸手でもない人がいいの悪いのと言ふんじやなくて、貸す人が本当にリスクを抱えていいか悪いかは判断するということ、こういう意味での市場にやつぱりゆだねるべきだと思ひます。そうすると、心配するように、必要なことが全くできなくなる団体が出てきます。学校を老朽化して建て替えなきゃいけないところがもう借りられないという、出てきます。それをどうするかと

いうのは、これは今度は財政調整がうまくいっていますかという点検が必要だと思ふんです。交付税制度とか税体系がふさわしいものになっていきますかという点検が必要だと思ふんです。全部市場原理に任じて今のままでいいんじゃないかと、市場原理に任じたときにどうしても立ち行かなくなる、まじめにやっても立ち行かなくなる自治体が出たときに、それは国が財政調整制度をもっと少し改善をして、そういうところが必要最小限の行政ができるようにちゃんとあなばいしてあげなきゃいけないという、そういう意味での市場原理外の国の対応が必要だろうと思ふんです。

○吉川春子君 ありがとうございます。

河内山参考人にお伺いいたします。

先ほど、合併したところがこの法律によって今後更に悪くなるというお話がありました。その点をもっと詳しく御説明していただけたらと思います。

○参考人(河内山哲朗君) A市とB町というものが合併したときに、その新しい市は当然過去の債権債務は全部引き継いでおります。別にこれは、これが正しい話だということじゃなくて、A市の方々は、今まで例えば健全財政をずっと維持をされていたとしますね。そうすると、B町と合併をしたときに随分いろんな指標が悪くなったなといったときに、それは不満はA市の方々には残るわけですね。新しい市の首長さんも、いや、合併というものはある意味では十年間ぐらいしないと合併の効果は出ないけれども、すぐさまこの合併後三年、四年で新しい財政を評価する指標が出てくると、過去は非常に頑張つてよくやってきたのに何でこういうことになったのかなという、そういう疑問はいろんな方がお持ちだと思ひます。それが正しいかどうか分かりませんよ。

そのことも含めて、合併というのはそういうこともあり得るということを前提に合併はしているわけですから、それは後から言うのはおかしいじゃないかという話もございしますが、そういう意味合いでございします。

○吉川春子君 本場に、地方公共団体を合併してきまして、千八百切れるのか、ちよつと出るのかぐらゐの数になってきまして、この合併というものが本場に地方政治に対してマイナスの影響を与えているということを私は各地を回つてみて強く感じるわけです。それで今のことを伺ひました。泉崎村の小林参考人にお伺ひしたいと思ひます。

七億二千万円の交付税が減額されたというお話ですけれども、これは例えば平成十五年の額に比べると何%の削減になるんでしょうか。そして、その交付税が更なる減額ということも目指しているわけですね。それで、ふるさと納税とか新設交付税とか、いろんな次々新しい発想で政府は出してくているんですけれども、ねらいは交付税の削減ということにあるんじゃないかと。それは国のプライマリーバランスの向上とかなんとか、こう言っていますけれども、そういう交付税の削減の今後の方向ということも併せてどうお考えなのか、伺ひます。

○参考人(小林日出夫君) 私は、今一番問題なのは、我々の上の上部団体である県に行つて、来年の交付税どうなりますか、聞きます。分からないと言ふんです、来年の数字が分からない。ですから、県でも我々もそうですが、予想を立ててやっているわけですね。我々、平成十二年に財政再建計画書を作つたときには地方交付税の削減は言つておられませんでした。たしか三年目ぐらいからぎゅつと下がつたという記憶があります。

ですから、この地方交付税につきましては明確に、最低限度三年先ぐらいまで、五年先ぐらいまではこういう数字になりますよというきちんとなしたその比率も挙げてほしいなと、そうでないとなかなか。三年前にありました、十二月に地方交付税の切捨てがあつたわけですね。そして、県の方では一月、休み返上で組替えしたという、そういう経過がございします。それであつては、もう我々、計画も何も立てようがない、努力しても、その部分で予想していないものが出てしまつたのかなか

れは難しくなります。ですから、地方交付税につきましては、国の財政が大変な状況でありますから減るのはこれはしょうがないというふうに思ひます。しかし、明確な数字、せめて五年ぐらい先までのものは出してほしい、そのように思つております。

○吉川春子君 七億二千万円交付税が減らされて、税源移譲ほどの程度あつたんでしょうか。

○参考人(小林日出夫君) 私、詳しい数字は分かりませんが、本場に我々が努力をしても努力をしてもなかなか追いつかない数字であつたというふうな思つております。ですから、先ほど言ひましたけれども、やっぱり明確な数字は、比率は出してほしい。それで我々は努力しないんではないんです。それによつて努力しますから、ひとつ明確な数字を出してほしいなと、そのように思ひます。

○吉川春子君 人口一万前後の自治体で一番行われていることはリストラ、人件費の削減、先ほどありましたけれども、人員削減、人件費削減。その中で、議会の議員の数の削減も物すごい勢いで進んでいますけれども、さつき夕張の問題に関してチェック機能という話もありましたけれども、やっぱり議員の質がもちろん問われることは当然なんですけれども、一定の数もいまいせんと議会のチェック機能というのでも発揮できないと思ふんですが、泉崎村では議員の数も大変削減されていると思ひますが、どのぐらいまでが限界なんですか。やっぱり理想の数というのはどれぐらいなんでしょうか。

○参考人(小林日出夫君) 平成十二年、財政破綻をしたときには十六名おりました。そして、議員を十二名、四名削減で十二名になつております。今現在十二名でありまして、九月に改選予定になつておりますが、私は、十二名ぐらいは一番適当な数字ではないかなと、そのように思つております。

○吉川春子君 十二名でもかなり財政負担は大変だし、しかし議員の役割を果たせる数としては

りぎりの数かなという印象を持ちます。私も地方議員をやつていました経験がありまして、そのときは三十名でしたけれども、本場に議員の数を削つたり、そして議員の数を削つたり、三役の一時金はカットしたり、こういうことをしながら地方交付税の減額に耐えているというのが多くの、特に都会から遠い自治体の姿ではないかと思ひます。

それで、河内山参考人に最後にお伺ひしたいと思ひますけれども、財政健全化はできても町は存在できないような実態になるといふ御発言がありました。確かに、今度のその財政再建法といひますか財政健全法といひますか、この法律が財政の健全化ということを前面に出して数字の合わせのところだけ重点に置いて進められると、政令でどういう数字になるかということは今分かりませんが、そうしたときには、確かにバランスは良くなつても住民サービスその他、もうぼろぼろになるという懸念があるわけですね。そして、町民の方もそこに住んでいられなくてほかに出ていくということにもなりかねないと思ふんです。そういうことと、国の財政健全化法をまず作れとおつしやいました。そういうことと併せて、この点についての御見解を最後に伺ひたいと思ひます。

○参考人(河内山哲朗君) 先ほど来何度も申し上げていますが、この財政健全化法そのものが私は良くないとか、この指標を示すことが良くないということを申し上げているわけではないんです。ね、大前提として、それは冒頭に申し上げたように、自分たちの財政というのは一体全体いいのか悪いのか、良くなっているのか悪くなっているのか、これはやっぱり分かりやすい指標が出てくることは非常にいいと。

ただ、その上に立つて、じゃ何かこの健全化のために一生懸命努力をする首長と議会というものが本場に市民のためにいい仕事をしていることにつながつていくかどうか。これはちよつとそうではないのではないかな。借金減らしとか財政再建最優先でやるというのは、市民にとつては、それは

実態をよく分かったとしても、それはそう肯定できるものではないということがございます。

私は、やるべきことは、先ほどから片山参考人もお話しになっていきますけれども、やはり地方交付税制度というか、いわゆる財政調整制度も少し、もうなかなかうまく万全のものではなくなっているというふうなことの考え方、それから地方は一杯仕事しているわけですから、もう少し税源というものを、配分というものも本格的に見直すべきだということが本場に大事だというふうに思うんですね。

そのことがない限りは、先ほど申し上げましたように、財政は健全化されたけれども、じゃそれで国民健康保険の事業は良くなったのかといったら、そんなことはない、更に何か国民にとつては不幸なことが起こるような気がする。あるいは病院はみんな欲しいと思っているんだけれども、財政健全化で病院をなくすというふうなことの決断をしたとしてもだれも喜ばない。

だから、そういうことがこの先懸念をされますので、よく、法律もそうですが、政令等もお考えをいただきたいというふうに思います。

○吉川善子君 終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。御三方には御多忙中、当委員会に参加をいただいた貴重な御意見を聞かせていただいておりますことを心から感謝を申し上げます。

御三方全部にお聞きできるかどうか分かりませんが、まず初めに小林参考人にお伺いをいたしますが、小林さんはインタビュの中で村政運営の基本的な考えを問われて、第一に情報開示だと、先ほどおっしゃいました。その理由として、前の村長さんは連続五期、通算七期村長を務められ人望の厚い方だった、開かれた村政という点では十分とは言えなかった。そのため巨額の負債を抱えながら一部の職員しかそのことを知らず、表面化したときには七千人の村民が右往左往する混乱を招いた。その反省に立つて、まあそういうことで情報開示が大切だと、こう述べられているわ

けですが、そこでお伺いするんですけれども、前村長による大規模なニュータウン開発と工業団地開発自体は目に見える形で、正に村民の目の前で展開をされたわけですね。しかし、その開発の財政的な見直し、危険の面については一般村民は想像できなかった、いや、情報公開されておりましたから知りようもなかったということなんだと思うんですね。

だけれども、私はこの背景に外部すなわち中央政府による強い長期にわたる政策誘導があった。つまり、開発があなた方小さな村の生きる道ですよ、宅地や工業団地を売り出せば地域が開発、発展し、税収も上がりますよ、またそのために政府が例えば地方債をどんどん許可しますよ、これを使いなさい。こういった情報操作を受けて、村の人たち、もつと言えは過疎と言われる日本じゅうの農山村部全体が政府の言い分を信じてしまった。いや、信じた気持ちはにさせられた、こういうのが真相ではないのかという気がするんですね。

この点はどういうふうな受け止められたか、御就任後、御自身やあるいは職員からのいろんな話をお聞きになって、政府の施策や情報の影響力というものについてどのようにお感じになっているか、この点、まずお伺いしたいと思うんです。

○参考人(小林日出夫君) 私も、今先生おっしゃったことは一つはあると思います。しかし、先人の方は何とかこの人口減少を止めようと、過疎化を止めようと。そして、働く場所もなかった。私も昭和四十一年に働く場所がなくて東京に来て働いた経験がございますが、働く場所がなかった。そして、税源も確保しようと、そういうことで開発をしてきました。ちょうど高度経済状況のときに成功したんですね。そして、一度成功しましたからもう一度となったものが思わぬパブル崩壊というところで販売不振になりました。そして阪神・淡路のあの地震も多少は影響になって大阪の方の企業の方は撤退をしました。そういうこともあったことも事実だというふうに思います。

ですから、村を良くしたい、そういう思いが強

くあったのかなというふうに思います。ただ、大きなふるしきを広げたからこれを縮めるのは大変だなと、そういう程度の情報は村内に流れていました。私はまさか私がそのふるしきを包む立場になるとは全く予想もしていませんでしたが、しかし、村民もそういうことは薄々知った中で何とか自分の村は自分たちで立ち直ろうと、そういう意識が芽生えたのは、逆に言うところピンチがチャンスになったのかなと、そのような思いで今やっております。

○又市征治君 ありがとうございます。

次に、片山参考人にお伺いをいたしますが、小林村長さんにも伺いましたけれども、自治体の累積債務の原因は中央政府の長年の政策誘導によるところが大きいと私は思うんですね。片山さんも雑誌、論文の中で、国の方から自治体に大量の地方債発行をけしけした経緯があるというふうにお書きになっておられて、具体的に三つ例示をされております。

そこで、そうした過去の政府の政策誘導、具体的には起債が有利であるかのごとき一方的な情報操作をした政治責任の反省というのは今回の法案に反映をされているのかというところが問題なんですね、この点から片山さんにお伺いをしたいと思うんですが、ちょっと三つまとめてお聞きをさせていただきます。

まず第一は、住民への財政情報開示の責任を自治体に課すと言いますが、総務省は法案審議が始まった今も現実は四つの指標の実際の試算値を全く公表してないわけですね。また、数値が幾つ以上なら早期健全化、幾つ以上なら再生開始とされるかすべて政省令待ち、こんな格好ですから我々はこの議論のむしろしようがないという、こういう問題を持っている。常にそんな格好でお役人が全部後を握ってしまっている、こういうことな

け止めになっているかというのが二つ目です。

二つ目に、国の強い政策誘導はこの法案が通れば、じゃ今後なくなるといふものではないんだと思うんですね。だとすると、過去の教訓から今後国が行う政策の自治体への財政的影響を事前にどう開示させればよいというふうにお考えになっているか、これが二つ目であります。

第三に、過去にも借金を負ってしまつた自治体としては累積債務のうちの一定部分は国の政治責任だと、それを新法による四つの指標に算入しないでくれというのが当然の要求だろうと思います。この点で片山さん始めとする、さつき全国知事会の主張は画一的な指標ではなく必要に応じて差を設けよ、こういうふうな述べておられたわけでありまして、このアイデアをもう少し具体的に

お聞かせいただければ幸いです。以上三点です。

○参考人(片山善博君) 最初の、この法案の中に私も気になっておりますのは政令委任事項がすごく多いんですね。しかも重要な部分が政令委任事項になっているんです。言わば生殺与奪の権利を握っている部分が政令になっているんですね。それを政省令が全然判明しないから審議できないじゃないかと、こうおっしゃったんですね。私も、私はそれこそ国会で法律で決めたいと思うんです。何もお役人の政省令に任せないで、大事なことだつたら法律事項にさせたいと思

うんです、修正して。それを勝手にお役人が政令で書きたい、省令で書きたいというのをそのまま通してしまつたらお役所任せになってしまうんですね。是非、議員の皆さん方がそういう問題意識を持たれたら、これは政令じゃなくても法律で書いてやうと、基本的なことは、枠組みは、細かいことは任してもいいですけどもね。それが私は立法機関の役目ではないかと思ひます。それから、そうしないと、実はお役所任せにしておくと途中で勝手に変えちゃうんです。実は今までも指標はあったんです、今は違いますが。それ、例えば景気対策とか単独事業だんだんどんどんやれといったときはそれをハードル下

げちゃったんです。まあ上げたというか。少々数字が高くなっても健全だよというふうにしてしまったんですね。だから勝手に御都合主義的に変えないようにするには法律できちつと枠組みを書いておくということだと思います。

それから、自治体の財政運営に対して国がちゃんと情報開示をするということ、これは非常に重要だと思います。先ほどどなたか言われていましたけれども、分権の時代と言いつつ実は財政運営に全く予見性がないんです。税はある程度予見できます、固定資産税が来年どうなるかというのは大体分かります。ところが、交付税が来年どうなるかというのは分からないんです。年末の十二月の財務省と総務省の折衝をはらはらはらして見ていて、さあどうなるのかなと、あつ、決まったとかいつてブラックボックスから出たのをもらっただけなんです。それで、年度が始まってはまだ実は交付税の額が確定しない。こんなので分権時代の財政基盤とは言えません。だから向こう数年大体予見できるようにという財政制度にすべきです。そのための地方財政計画の在り方だとか政府の情報公開体制というのをきちつと整えるべきだと思います。

それから、過去の債務をどうするのかということなんですが、これは、私はそもそもこういう全国画一の基準を設けてこれでもって健全かどうかだということには余り賛成しませんので、そもそもその前提としてこういうものにどれを入れたらいいのか悪いのかということは余り考えて実はないんです。

ちよつと違った観点なんですけれども、過去、政府が借金政策を遂行して自治体はそれに乗っただけです。今借金したらお得ですよ、これは後で政府が全部面倒見てあげますよというので、やらに損々というんで、みんなこれに飛び付いたんです。政府は、私は悪いと思います、そういうことを遂行したのは、で、今、はしご外してますから。

だけれど、自治体もよく考えなきゃいけないん

です。そんな世の中にうまい話があるはずがないんです。みんなが得する制度なんて絶対あり得ません。しかもそれを約束した政府が瀕死の重傷を負っているときに約束しているわけですよ。国債何百兆円も持っていて、それで全部政府が面倒見てあげるからなんて、そんなのできつこないんです。それを全国の当時三千二百あった自治体がみんな信じてしまつて、我も我もいつて、得だ得だといつてむしろ喜びました。私は考える力はなかつたと思います、自治体に。うまい話は気を付けろというのは、だれでもそうなんです。子供でも知っている話ですけど、自治体は知らなかつたんです。

だから、まあどつちも悪いんです。だから、これはもう政府は約束を守れないことは約束しない、いったんしたら守る、自治体はどんなうまい話があつても、ちゃんとちよつと待てよと考えると、まゆにつばをして立ち止まるという、こういう生活習慣付けなきゃいけないと思います。

○又市征治君 ありがとうございます。

これは是非、この場で決めるということでございます。是非与党の皆さん、しつかりと受け止めていただきたい、こう思うんですが。

最後に、河内山さんにお伺いをいたしますが、今も片山さんからございました、国の場当たり的な財政主導、つまり交付税の先食いで自治体を借金まみれにさせた、そういう反省とか再発防止策、こういったものが全くこの法案に載つてないし、それからまた、今もありましたように、各種基準を法律で決めないで政省令で、政府の御都合主義でやつていつてしまふ、こういう問題など、大変問題だという御指摘もございました。

この点について、市長という長年大変御苦労をなさつてきた立場から、この点についてどういう御経験などを含めてお考えをお持ちかというのと、もう一つ、私は、もうずつと足りないという場合、地方交付税は国税五税からの一定の比率を、これは三二%とか幾つか決めていますが、足らざるところはこれはあげにやいかぬということ

になつてくるのに、これを全くやつてこなかつた政治の失態が、今日の各自治体、もちろんいろいろな自治体個別の努力はありますよ、ありますが、先ほどもおっしゃつたように、ほとんどの自治体でもう財政ピンチだと、こうおっしゃつておるわけですが、そのことの財源を地方交付税への算入率というものを決めて、これはもう当然必要だといふふうにお考えなんだらうと思いますが、その点についての二つお聞きをしたいと思ひます。

○参考人(河内山哲朗君) 最近、どの自治体の首長さんに聞きましたが、私も同様ですが、予算を組むのが大変になつたとみんな言っているわけですね。いつから大変になつたかというところ、それは自治体によつて違いますけれども、大方の人が言われるのは、やつぱり平成十六年度ショックです。地方交付税というものを大きくやつぱり減らしたときですね。ですから、ごくごく普通にまともによつていても本当に大変な状況だということ、今全国的に財政にしりに火が付いているという状況です。

これを何とかするためには、又市先生言われましたように、これはやつぱり交付税制度とか、地方財政計画も含めまして、より実態に合った算入、だからこれは我々もちよつと悪いところがありまして、これも交付税で見てください、これも交付税で見てくださいといつてずつと要望してきましたので、非常にもう膨らみに膨らんでいるんです。膨らんでいるんですけれども、地方交付税制度自体は、その根幹は変わっていませんから、毎年毎年、本来必要な額に係数を掛けて総額は変わらない。そうすると、やつぱり予算の組み方がなくなつて組めなくなつてくるという状況がずつと続くと思ひます。したがつて、抜本的に地方の財政調整制度というのは、これはもう見直しをしなきゃならないという前提で、この法律と同じ時期にやつぱりやつていかなきゃいけないことだと思ひます。それが一点と。

それから、過去の経験ですけれども、まあ片山前知事から言われますと、本当にそのとおりなんですけど、我々も、ばかだったとは言いませんけれども、本当に大変な時期があつたんです。景気が悪くて国を挙げてやつぱり景気対策をやらなきゃならない。即効性があるものというのは、當時ではやつぱり公共事業を積み上げるしかない。私も市長になりましたのが平成五年で、あのころから総合経済対策みたいなのが始まりましたから、もう年度途中で補正予算の、いろいろとやらないかやらないかという話は度々来ましてね。すぐできるのは、例えば下水道事業なんかというのは用地の確保が必要ありませんから、地下を掘つていきますからね。そうすると下水道の普及率が私どものところ低かつたから、いやこの際やつた方がいいと。

やつぱりそれは後から考えるとどうだったかなというのがありますけれども、決して無駄な事業に使つたわけではありませんけれども、それは本当にもう国を挙げてやつていたときに地方も乗つたかたというの、我々も反省事項の一つとしてあると思ひますが、当時としては、やらなければ自分のところだけ、例えば割を食うといつたらおかしいですけど、競争し合つたところはあります。ですから、そういう意味では反省点だと思ひます。

そのころに、私はやつぱり一つだけ申し上げるならば、何か箱物で、これで市長の手柄にしてやろうというような事業に補正予算とか何か地総債で乗つたかたというのは、なるべく避けてきたつもりです。しかしながら借金は増えました。ということでございます。

○又市征治君 終わります。ありがとうございます。

○長谷川憲正君 国民新党の長谷川憲正でございます。今日は本当にお忙しい中おいでいただき、貴重な御意見を伺ひまして、思うところがたくさんありまして、ちよつと私も何をどう取りまとめてお伺ひをしていいのか困るぐらい、極端な言い方しますと、暗たんたる思いというか、地方自治の

将来ということを考えたときに余りにも問題の根が深過ぎるという気がするわけですが、そういう中で小林参考人もそして河内山参考人も一生懸命頑張っているというところで、一方では大変何か光明を見いだしたということで、ますます頑張っているように御期待を申し上げます。上げたと思うわけでありませうけれども。

私は、よくこういうときに申し上げているんですけども、地方自治、全然プロでも何でもありませんが、たまたま前職がフィンランドの大使というところでございまして、小さな国で一生懸命みんなが自治に取り組んでいる姿というのを見てきますと、日本の自治とは何かもう質的に画然たる差があるという気がするわけですね。日本には自治がない、地方自治はないんじゃないかというふうに私は思っております。もし仮に憲法を改正するんだとしたら、あの憲法の中にわずかに地方自治四条しか書いてありませんけれども、あそここのところをまずきちっと書き直すことから始めてもらいたいなと思うぐらいの気持ちがあるわけですが。

そういう中で、特に片山参考人、知事という立場でおられたわけで、国の自治省の御出身でもございまして、いろんな立場から地方自治を見てこられたと思うんですけど、今道州制の議論が一方でありますよね。この法案とはちよつと離れてしまひますけれども、私は、個人的にはむしろ道州制を飛び越えてしまつて連邦制のような国家を考えたらどうなんだろうかと。というのは、日本人というのは本当に変えることが下手くそで、なかなか小さな改善を積み重ねていくということができない国民性のような気がするまして、何かどこかでがらんと変えなきゃいけないんじゃないかというような気がするまして、ひとつ一番先に片山参考人について、何かその辺の地方自治の抜本的な改善策について、御意見があったら伺いたいと思ひまして、よろしくお願ひいたします。

○参考人(片山善博君) 私も実は自分で長年地方自治に携わってきました、日本に本当に地方自治

があるのかという疑問を実は持つてゐるんです。制度はあります、建前はありますけれども、実際に本当に地方自治が運営されてゐるんだろうかという気がするんです。

例えば、合併をしました、これは地方分権を進めるためだという触れ込みで合併したんですね。地方分権を進めるといふのはどういふことかというところ、先ほどお話ししましたけれども、地方分権といふのは、住民に一番近いところに判断権をゆだねるということなんです。首長にゆだねるんじゃないんです。首長に権限移譲して財源を移譲するんじゃないで、最終的には住民に近

いところに判断権をゆだねる、これが地方分権なんです。したがって、住民に一番身近なところは、だれですかという議論になるわけです。だから、議会が一番のその主役にならなきゃいけないということをお願いしているんです。分権の受け皿を作るために市町村の基盤を整備しなきゃいけないという触れ込みなんです。そのときに住民は全く蚊帳の外なんです。それから、議会もわき役なんです。議院が反対しないように反対しないように制度設計ができてあるんです。そして国主導で、それで、合併したら特です、合併特例債で借金ができますよ、また、政府がまた面倒見ますよって、こういうスキームなんです。それで、あれよあれよという間に、いつの間にか合併できて、さあ基盤整備ができましたって、これが本当に自治だろうか。自治というのは、自分たちの町はどういう程度の規模で、どういう権能があつて、どういう仕事をすればいいかと自分たちで決めるのが自治なんです。そういうことを全く抜きにして官製主導の分権自治というのは、もうお笑いぐさなんです。

今、道州制の議論が出ています。これは、もう市町村合併一段落したからさあ次は道州制と。同じ文脈なんです。今、都道府県はいろんな問題を抱えています。何が問題かというところ、やっぱり透明性が低いとか、それからチェック機能が働かないと。質の問題なんです、質が悪いんです。で、

道州制にしたら質が良くなりますかというところ、結局うたい大くなるだけなんです。まず質を改善しなきゃいけない、そういうところに手が付いていないんです。

それからもう一つは、自治体の質が悪いというのは何が原因かというの、いろいろありますけれども、一方では国のおせっかいも多いわけですね。国の問題なんです、総務省も含めて、特に総務省も含めて、だから、国の改革が必要なんです、分権を進めようと思つたら、ところが、国は何にも変えようとしなくて、自治体にさあ変えろさあ変えろ、うたいだけ大きくなりなさいというのが今の分権の議論なんです。

私は、道州制というのは、この間、北海道の道州制特区をきっかけにして道州制のあれを作られましたが、特区的、あんなのは全く道州制じゃありません。道州制というのは国の在り方を変えることなんです。それは、長谷川先生がおっしゃる通りに連邦制まで行くケースもあるでしょうし、そこまで行かないケースもあるでしょうけれども、中央政府の解体、再編が実はセットでないと行けない。中央政府は何ら変わらないで自治体の規模だけ大きくしようって、これは全く分権とはなりません。

いい機会ですから、是非、道州制は中央政府の解体、再編、本当に中央政府として必要なものに純化をして、残余のものは、内政に関するものは全部自治体、道でも州でもいいですけども、自治体にやらせろというぐらいの大きなグラウンドデザインを描いてやられたらいいんではないかと思ひます。

○長谷川憲正君 ありがとうございます。

続きまして、小林参考人と河内山参考人に、今日の意見陳述では最後の機会だと思ひますので、いろいろ御質問にお答えをいただきましたし、その前にも意見をお聞かせをいただいたわけでありませうけれども、最後に、繰返しになつても結構なんですけれども、これだけはやつてくれよとか、これだけは聞いてくれよというものがありません。

したら、別にお訴えを聞こうというのではなくて、現場の正に責任者としてこんなばかなことがあつてたまるかという怒りでも結構でございますので、一言ずつお願ひを申し上げます。

○参考人(小林日出夫君) 私は今、そういう声が出ないのかなというふうについておつたんです。

実を言いますと、この国の在り方そのものが縦割りになつています。そこにならないうるんな問題があります。例えば、我々が今財政再建を進める中で今支障になつてきているものが一つあります。それはなぜかといふと、病院の問題です。村立病院の問題です。

医師がいまません。間もなく七十五になる医師が一人いますが、今月一杯でもう一人の常勤医師が辞めてしまふ。病院の制度をどうするんだと、病院をどうするんだと。先ほど市長さんも言いましたが、医療機関があればいいにこしたことありません。しかし、やむを得ずこれがやめるようなことになつたときに、そこに私も一つ問題があります。それは何かといふと、平成十一年度で療養病棟を新しく建築をしております。それが四億近いものが掛かつております。それをそのときに、もしここでやめざるを得なくなつたときに問題が心配されるのは、じゃそのときの補助金どうするんだと、そして今残つてある債務をどうするんだと。債務一括償還、補助金返還、こんなことがあつたら、もう前にも後ろにも進みようがなくなります。

ですから、この辺の規制を、きちんとやつぱりこの法律の中でそういうときにはそれは緩和しますよと。そういうものがないと、改善しようとしても改善できない。私たち、正直言うところ三年遅れてしまつています、この問題が根っこにありまして。ですから、こういうものもこの法律案の中できっちりやつぱり審議をしていただきます。いかんなく、総務省は総務省、厚生省は厚生省なんて話になつたんでこれはどうにもなりませんので、その辺を一つの考えで対処して

だけるようにお願いをしたいと、このように思います。

以上です。

○参考人(河内山哲朗君) 国会も会期末が近づいていましてこの法律もいずれ採決をされるんだと思いますが、もうこの期に及んでというのは遅過ぎるかもしれません、地方の、ひょっとすると地方自治体の生き死にに關係するようなこんな大事な法律を、やっぱり地方の団体で、こうやって参考人として意見陳述をさせていたたのは有り難いんですけれども、もう少し丁寧に実態を踏まえて立法、制度化というのを私はやっぱりやるべきだと。これはすべての、この法律だけではなくて、地方六団体としましてもあるいは市長会としましても、地方にかかわる法律についてはやっぱり積極的に、もちろん事実上意見を述べるといふんではなくて、やっぱりある意味では国、地方のちゃんとした協議の場でやっていくという法制化を、これ今、地方、財政の關係ですつと求めてまいりましたけれども、こういう立法措置についてもやっぱり地方団体の関与を是非お願いをしたいと思っております。

それから、昨年十一月に、私たち市長会として、代表としてフランスの市町村長大会というのに行きまして、シラク大統領から、今度大統領になったサルコジさんから、閣僚も十五人ぐらい来賓で来ているんですね。やっぱり地方というものを、フランスのような、中央集権国家と言われるフランスでさえ、今の時代というのはやっぱりニア・イズ・ベターで、とにかく地方がちゃんとしっかりしないことにはそれこそ国としては駄目なんだということ、非常にやっぱり分権的になつてい

るんですね。

これは参議院の先生方には是非本気で御検討いただきたいんですけども、フランスは御承知のとおり、地方議員と、あるいは地方の首長と国会議員は兼職ができます。日本の参議院に当たるんではどうか、フランスの上院は別名、今、地方の庭と言われているんですね。立派な庭園がございま

すけれども、何とか元の宮殿ですけれども、そこに上院が置かれていまして、地方の庭なんです。地方のそれこそ長い間いろんな仕事をやってきた人が、最終的には財政制度についても、それから立法、もちろん立法府ですから立法についても直接関与して、それで分権を進めていると。

ですから、これはもう憲法事項なのかもしれない、憲法事項だと思ふんですけれども、やっぱりそういう意味では、本当に日本の国柄を変えていくということときには、国と地方六団体が対立する關係はおかしいわけなんです。一緒になつてやっぱり実態というものを踏まえて国を変えていく、あるいは地方の制度を変えていくというのが望ましい姿だと思いますので、是非、参議院として独自性を発揮をされるためにも、そんなことも是非本気で御検討いただきたいというふうにお願いをしたいと思ひます。

以上でございます。

○長谷川憲正君 大変ありがとうございます。

おっしゃるとおりだというふうには思ふんです。日本は世界の中では極端な中央集権国家だと、少なくとも先進国の中ではこんな中央集権が進んじやった国は他に例がないということをもつと自覚をすべきだと思いますし、それから法案作りも政府が提案をしてくるということばかりが多いんですけれども、おっしゃる通りに、こういう大事な法律というのは政治主導でやるべきであつて、まずは皆さん方のお話を伺つて、この場で原則を作つて、それを政府とすり合わせをしていくというふうな本当は法案の作り方が一番いいんじゃないかなと私も思うところであります。大変有意義な御意見をちょうだいしまして、本当にありがとうございます。お礼を申し上げます。

終わります。

○委員長(山内俊夫君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様に一言御礼を申し上げます。本日は貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございます。

ございました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十分散会

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、シベリア抑留問題早期解決に関する請願第一四九八号(第一五〇八号)(第一五〇九号)(第一五三四号)(第一五四八号)(第一五八二号)(第一六二四号)(第一六二六号)(第一六八九号)(第一六九二号)(第一六九五号)(第一七五〇号)

第一四九八号 平成十九年五月二十五日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 長崎県佐世保市原分町四三二大曲千代 外百七十二名

紹介議員 犬塚 直史君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五〇八号 平成十九年五月二十五日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 北九州市八幡西区則松二ノ四ノ一 一 中村昭信 外百九十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五〇九号 平成十九年五月二十五日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 北九州市小倉南区上吉田五ノ二二ノ三一 森下憲司 外二百六十八名

紹介議員 前田 武志君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五三四号 平成十九年五月二十五日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 福岡市東区多々良二ノ三ノ四

請願者 福岡市東区多々良二ノ三ノ四

紹介議員 佐々木勝衛 外百九十九名

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五四八号 平成十九年五月二十八日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 福岡県春日市大谷八ノ六六 長能正義 外百九十九名

紹介議員 喜納 昌吉君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一五八二号 平成十九年五月二十九日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 北海道深川市三条五ノ二七 山下トワ子 外百六十三名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一六二四号 平成十九年五月二十九日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 兵庫県赤穂市尾崎四五五 秋田昌宏 外百一十一名

紹介議員 水岡 俊一君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一六二六号 平成十九年五月二十九日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 東京都大田区仲六郷一ノ二二ノ七 重吉藤男 外百八十三名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一六八九号 平成十九年五月三十日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 広島市安佐北区龜山南四ノ一七ノ六 串田康彦 外八十三名

紹介議員 江田 五月君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一六九二号 平成十九年五月三十日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 北九州市小倉南区東貫三ノ一一ノ

三〇 橋本浩二 外百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一六九五号 平成十九年五月三十一日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 さいたま市大宮区吉敷町二ノ一三

三 金子兼吉 外七十一名

紹介議員 山根 隆治君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第一七五〇号 平成十九年五月三十一日受理

シベリア抑留問題早期解決に関する請願

請願者 東京都小金井市前原町四ノ一三ノ

二〇 猿田康人 外七十九名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第一四一〇号と同じである。

第二部

総務委員会会議録第二十一号

平成十九年六月十二日

〔参議院〕

平成十九年六月二十一日印刷

平成十九年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K